

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年3月21日

【事業年度】 第26期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

【会社名】 GMOインターネット株式会社
(注) 2025年1月1日付で、GMOアドパートナーズ株式会社からGMOインターネット株式会社へ商号を変更いたしました。

【英訳名】 GMO Internet, Inc.
(注) 2025年1月1日付で、GMO AD Partners Inc. からGMO Internet, Inc. へ英訳名を変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 伊藤 正

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の「最寄りの連絡場所」にて行っております。)

【電話番号】 03(5728)7900(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 菅谷 俊彦

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号

【電話番号】 03(5728)7900(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 菅谷 俊彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	34,519,549	34,524,631	16,629,012	14,903,840	12,997,730
経常利益 (千円)	573,224	542,519	746,798	180,288	151,921
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失(△) (千円)	260,993	328,213	395,970	40,343	△4,845
包括利益 (千円)	509,450	108,603	342,950	△13,227	32,737
純資産額 (千円)	5,381,681	5,205,871	5,434,375	5,242,038	5,246,693
総資産額 (千円)	11,897,518	11,631,256	12,423,478	10,847,704	10,356,245
1株当たり純資産額 (円)	331.09	325.76	334.28	320.98	321.02
1株当たり 当期純利益金額又は 1株当たり 当期純損失金額 (△) (円)	16.26	20.52	24.98	2.50	△0.30
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	16.24	20.50	24.85	2.50	—
自己資本比率 (%)	44.7	44.1	43.2	47.7	50.0
自己資本利益率 (%)	5.1	6.3	7.5	0.8	—
株価収益率 (倍)	35.36	20.13	18.01	136.80	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,233,005	195,808	881,191	△912,471	6,671
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	53,324	△206,429	△197,205	△68,365	△144,393
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△326,522	△285,795	△55,577	△177,094	△22,822
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	5,011,022	4,714,605	5,343,014	4,185,083	4,024,538
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	620 〔117〕	613 〔105〕	611 〔90〕	563 〔99〕	453 〔88〕

(注) 1 従業員数は、期末時点の正社員の数であります。また〔 〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

4 当連結会計年度の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失(△)であるため記載しておりません。

5 当連結会計年度の株価収益率については、1株当たり当期純損失金額(△)であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
営業収益 (千円)	766,459	750,896	825,819	915,086	680,185
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	207,308	7,774	13,764	283,184	△405,793
当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (千円)	131,493	73,848	77,961	304,008	△272,116
資本金 (千円)	1,301,568	1,301,568	1,301,568	1,301,568	1,301,568
発行済株式総数 (株)	16,757,200	16,757,200	16,757,200	16,757,200	16,757,200
純資産額 (千円)	4,611,634	4,173,575	4,143,669	4,214,715	3,943,413
総資産額 (千円)	5,364,098	4,783,820	4,849,401	4,772,951	4,429,649
1株当たり純資産額 (円)	284.93	262.60	256.05	259.46	242.94
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	8.20 (—)	10.90 (—)	12.50 (—)	1.30 (—)	6.90 (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	8.19	4.61	4.91	18.86	△16.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	8.18	4.61	4.89	18.86	—
自己資本比率 (%)	85.3	86.5	84.7	87.6	88.4
自己資本利益率 (%)	3.0	1.7	1.9	7.3	—
株価収益率 (倍)	70.21	89.59	91.65	18.13	—
配当性向 (%)	100.1	236.4	254.6	6.9	—
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	53 [9]	53 [8]	52 [5]	49 [6]	50 [7]
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	149.9 (107.4)	111.1 (121.1)	123.8 (118.1)	96.4 (151.5)	318.5 (182.5)
最高株価 (円)	862	667	563	460	1,323
最低株価 (円)	247	410	390	336	330

- (注) 1 従業員数は、期末時点の正社員のみ数であります。また [] は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
- 2 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 4 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額(△)であるため、記載しておりません。
- 5 当事業年度の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため、記載しておりません。

2 【沿革】

1999年9月	「電子メール広告配信サービス」を事業目的として、東京都渋谷区桜丘町20番1号に資本金10,000千円で設立
1999年12月	『まぐまぐ!』の広告販売をもって営業を開始
2000年9月	大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場（旧東京証券取引所JASDAQ市場）に株式を上場
2000年12月	携帯電話端末向けメール広告配信事業を強化する目的で、株式会社兼松コンピューターシステム（現兼松コミュニケーションズ株式会社）等と株式会社マグフォース（連結子会社）を設立
2001年3月	株式会社ティアラオンラインと提携
2001年4月	本社を、東京都渋谷区桜丘町26番1号に移転
2001年6月	株式会社ティアラオンラインと合併
2001年6月	株式会社マグプロモーションを子会社化し、懸賞付きターゲティングメール配信サービス『ふくびき.com』を開始
2001年9月	グループ再編の一環として株式会社マグプロモーションを売却
2001年12月	株式会社マグフォースの株式を追加取得し連結子会社とする
2002年1月	株式会社メディアレップドットコムと合併
2002年12月	メール広告配信事業を強化する目的で株式会社イースマイの株式を取得し連結子会社とする
2003年4月	販売経路の多様化を目的として株式会社エルゴ・ブレインズ（現株式会社スパイア）と業務提携。『DEmail』の広告販売を開始
2003年4月	株式会社まぐまぐに対し、「女性のためのメルマガストア『ティアラオンライン』」の営業譲渡を行う
2003年6月	株式会社まぐまぐとの連携を強化する目的で、株式取得及び転換社債型新株予約権付社債の引受けを行う
2004年9月	株式会社マグフォースを吸収合併
2004年9月	株式交換による株式会社パワーフォーメーションの完全子会社化により、株式会社サンプランニングの株式を取得し連結子会社とする
2004年11月	株式会社AD2が分割するインターネット広告代理事業に関する営業を承継
2004年11月	株式会社インターパイロンより日本語キーワード検索システム「JWord」の販売に関する営業を譲り受ける
2004年12月	株式会社パワーフォーメーションを吸収合併
2005年1月	本社を、東京都渋谷区道玄坂1丁目10番7号に移転
2005年4月	株式会社イースマイ（連結子会社）が株式会社ネクストと合併し連結子会社から外れる
2007年6月	シャープ株式会社よりモバイルメールマガジン配信サービス『メルモ』を譲り受ける
2007年7月	モバイルメディア事業を強化する目的でGMOモバイル株式会社を設立し、連結子会社とする
2008年2月	株式会社サイバー・コミュニケーションズと資本・業務提携
2008年7月	「GMOアドパートナーズ株式会社」に商号変更
2009年4月	GMOサンプランニング株式会社を吸収合併
2009年11月	株式会社ディーツーコミュニケーションズ（現株式会社D2C）と業務提携
2010年7月	連結子会社のGMOモバイル株式会社が、株式会社ゆめみから「Sweetマガジン」事業の営業譲受を行う
2010年11月	株式会社NIKKOの株式を取得し連結子会社とする
2011年1月	サノウ株式会社を吸収合併
2011年3月	本社を、東京都渋谷区道玄坂1丁目16番3号に移転
2011年9月	連結子会社のGMO NIKKO株式会社（旧商号株式会社NIKKO）が、株式会社サイバードからモバイル広告代理店事業の営業譲受を行う
2012年1月	サーチテリア株式会社の株式を取得し連結子会社とする
2013年1月	連結子会社のGMO NIKKO株式会社が、株式会社アイ・エム・ジェイから広告代理事業の事業譲受を行う
2013年3月	JWord株式会社の株式を取得し連結子会社とする
2013年7月	株式会社イノベーターズの株式を取得し連結子会社とする
2013年7月	シードテクノロジー株式会社を吸収合併
2013年10月	株式会社チャイナ・コンシェルジュの株式を取得し連結子会社とする
2014年1月	株式交換によりGMOソリューションパートナー株式会社を完全子会社とする
2014年11月	連結子会社のGMO NIKKO株式会社が、同じく連結子会社であったGMOチャイナコンシェルジュ株式会社（旧商号株式会社チャイナ・コンシェルジュ）を吸収合併

2014年11月	連結子会社のGMOモバイル株式会社が、同じく連結子会社であったGMOサーチテリア株式会社（旧商号サーチテリア株式会社）を吸収合併
2014年11月	GMOアドマーケティング株式会社（連結子会社）を設立
2015年1月	当社のインターネット広告事業を吸収分割により連結子会社のGMOアドマーケティング株式会社に承継
2015年7月	株式会社アドクラウドの株式を取得し連結子会社とする
2016年1月	連結子会社のGMOモバイル株式会社が、同じく連結子会社であったGMOアドマーケティング株式会社及び株式会社アドクラウドと経営統合（吸収合併）を行い、商号をGMOアドマーケティング株式会社に変更
2017年1月	連結子会社のGMO NIKKO株式会社が、同じく連結子会社であったGMOイノベーターズ株式会社（旧商号株式会社イノベーターズ）を吸収合併
2017年2月	連結子会社であるGMOアドマーケティング株式会社のインターネット広告に係る架電営業事業を同じく連結子会社であるGMOソリューションパートナー株式会社を承継会社として吸収分割
2017年3月	グループ再編の一環としてConcierge Co. Ltd（旧商号GMO Concierge Co. Ltd）を売却
2017年6月	連結子会社のGMOインサイト株式会社（旧商号JWord株式会社、2013年3月に連結子会社化）が新設分割によりJWord株式会社を設立
2017年6月	JWord株式会社（2017年6月設立）の株式を取得し連結子会社化
2017年7月	連結子会社のGMOソリューションパートナー株式会社が、同じく連結子会社であったGMOインサイト株式会社（旧商号JWord株式会社、2013年3月に連結子会社化）を吸収合併
2017年8月	株式会社シフトワンの株式を取得し連結子会社化
2018年1月	連結子会社であるGMOアドマーケティング株式会社及びGMO NIKKO株式会社の株式を追加取得し、両社を完全子会社化
2018年1月	連結子会社であるGMOソリューションパートナー株式会社のWEBソリューション部門を、GMO TECH株式会社を承継会社として吸収分割
2018年10月	連結子会社のGMO NIKKO株式会社が、同社子会社であった株式会社シフトワンを吸収合併
2019年12月	本社を、東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号に移転
2020年6月	連結子会社であるGMOソリューションパートナー株式会社が第三者より自己の株式の全てを取得したことにより、同社を完全子会社化
2021年9月	連結子会社であるGMOアドマーケティング株式会社のWebメディア事業「めるも」を株式会社ゼネラルリンクを承継会社として吸収分割譲渡
2021年12月	連結子会社であるGMO NIKKO株式会社が、ポイントメディア事業「collee」を株式会社ファンコミュニケーションズより事業譲受
2022年1月	連結子会社であるGMO NIKKO株式会社が、同社の子会社であったGMO NIKKOアドキャンプ株式会社を吸収合併
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しによりJASDAQスタンダード市場からスタンダード市場へ移行
2024年1月	連結子会社であるGMO NIKKO株式会社が、同じく連結子会社であったGMOアドマーケティングを吸収合併
2025年1月	親会社であるGMOインターネットグループ株式会社のインターネットインフラ事業（ドメイン事業、クラウド・ホスティング事業、アクセス事業）及びインターネット広告・メディア事業を吸収分割により承継
2025年1月	連結子会社であるGMOソリューションパートナー株式会社を吸収合併
2025年1月	「GMOインターネット株式会社」に商号変更
2025年1月	東京証券取引所プライム市場へ移行

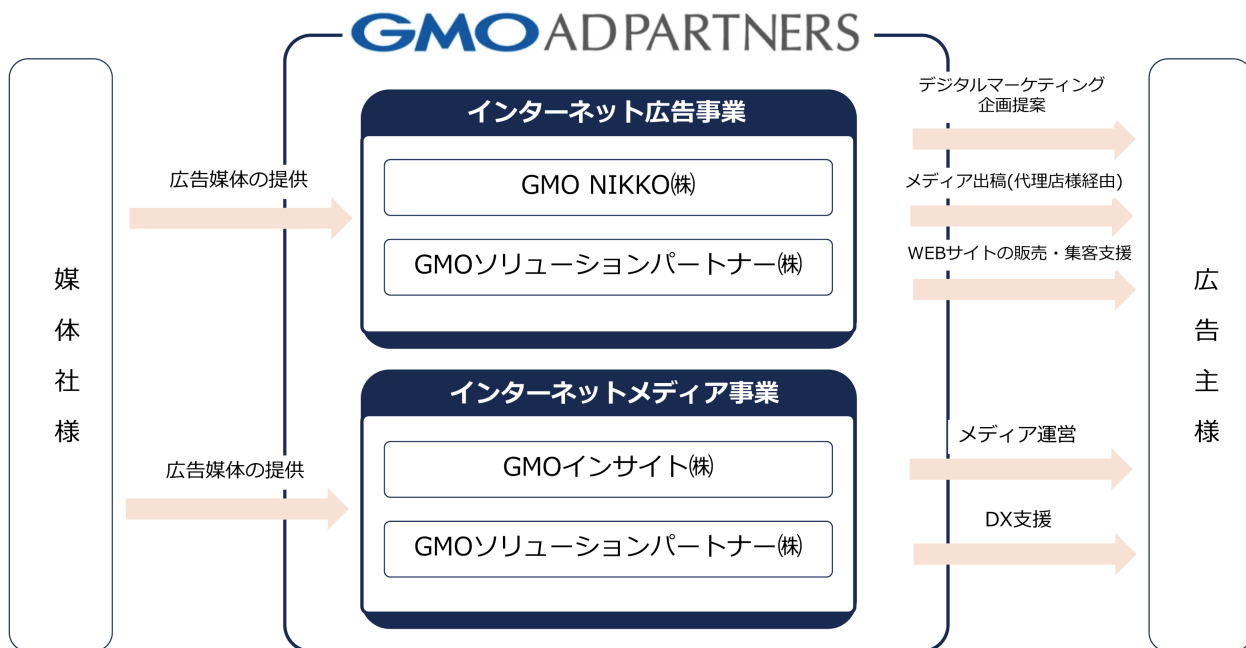
3 【事業の内容】

当社グループは当社、連結子会社4社（GMO NIKKO株式会社、GMOインサイト株式会社、GMOソリューションパートナー株式会社等）、親会社（GMOインターネットグループ株式会社、GMOアドホールディングス株式会社）により構成されており、事業はインターネット広告事業及びインターネットメディア事業を行っております。

なお、当社は特定上場会社等であります。特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当連結会計年度末時点における当社グループについての事業系統図は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントを区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 セグメント情報」をご参照ください。



(注) 当社とGMOソリューションパートナー株式会社は2025年1月1日付で当社を存続会社、GMOソリューションパートナー株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(親会社) GMOインターネットグループ株式会社 (注) 2、3	東京都 渋谷区	5,000,000 千円	持株会社(グループ経営機能)	—	57.00 (47.34)	役員の兼任2名 広告媒体の提供 資金の寄託等
GMOアドホールディングス株式会社	東京都 渋谷区	100,000 千円	インターネット広告事業	—	47.34	役員の兼任2名
(連結子会社) GMO NIKKO株式会社 (注) 4	東京都 渋谷区	100,000 千円	インターネット広告事業	100.00	—	役員の兼任2名
GMOインサイト株式会社	東京都 渋谷区	50,000 千円	インターネットメディア事業	100.00	—	役員の兼任2名
GMOソリューションパートナー株式会社	東京都 渋谷区	100,000 千円	インターネット広告事業及び インターネットメディア事業	100.00	—	役員の兼任2名
その他1社	—	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) GMOドリームウェブ株式会社	東京都 渋谷区	37,000 千円	インターネット広告支援事業 管理部門業務支援事業	39.62	—	役員の兼任1名

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 有価証券報告書を提出しております。

3 議決権の所有(又は被所有)割合欄の()内は間接所有(又は被所有)割合であり、所有(又は被所有)割合の内数であります。

4 GMO NIKKO株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	10,165,885千円
	(2) 経常利益	297,026千円
	(3) 当期純利益	157,147千円
	(4) 純資産額	1,832,975千円
	(5) 総資産額	6,115,806千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
インターネット広告事業	363 [69]
インターネットメディア事業	40 [12]
全社（共通）	50 [7]
合計	453 [88]

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数の〔 〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員を外書しております。
3 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
4 前連結会計年度に比べ従業員数が110名減少しております。主な理由は、自己都合退職による自然減に対し新規採用を抑制した結果によるものです。

(2) 提出会社の状況

2024年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
50 [7]	38.7	8.0	5,990

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 従業員数の〔 〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員を外書しております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 当社は、純粋持株会社として全社（共通）の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数内訳を記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係はほぼ円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・ 有期労働者
5.9	100.0	56.3	59.4	194.9

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1991年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（1991年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

② 主要な連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注) 1、3	男性労働者の育 児休業取得率 (%) (注) 2、3	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1、3		
			全労働者	正規 雇用労働者	非正規 雇用労働者
GMO NIKKO(株)	23.3	75.0	64.8	70.6	97.6
GMOインサイト(株)	—	100.0	44.2	63.8	0.0
GMOソリューション パートナー(株)	—	66.7	56.2	62.4	78.7

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではない会社については指標を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社及び当社連結法人（以下総称して「当社連結企業集団」）が判断したものであります。当社連結企業集団は、事業基盤の確立のため、以下の取り組みを重点課題とし、企業体制の強化を進めてまいります。

（1）経営における基本方針

当社連結企業集団は、親会社であるGMOインターネットグループのインターネット広告・メディアセグメントを構成する連結企業集団として「すべての人にインターネット」という企業理念のもと、インターネット広告事業におけるナンバーワンを目指し、事業を展開しております。

（2）経営環境

① 当連結会計年度における市場の状況の認識

当社は、2025年1月1日より、GMOインターネットグループ株式会社のインターネットインフラ事業およびインターネット広告・メディア事業を吸収分割により承継し、併せて商号をGMOインターネット株式会社へと変更致しました。この詳細につきましては、2024年6月25日に開示しました「GMOインターネットグループのインターネットインフラ事業の再編に係るGMOインターネットグループ株式会社との吸収分割契約締結に関するお知らせ」に記載がございます。

こうした状況を受け、当社グループの業容および組織体制に関しては2025年12月期より大きく変更が生じるものではありませんが、本決算短信に関しては2024年12月期のインターネット広告・メディア事業に関する経営成績・財政状態に関する部分につき記載をさせていただきます。

当社グループの事業領域であるインターネット広告市場につきましては、2023年度の広告費が3兆3,330億円（前年比+7.8%）と、マスコミ四媒体広告費を上回り、3兆円を超える市場規模となっています。（株式会社電通調べ）。総務省の調査では、全ての年代で、インターネット利用時間をもっとも長く、また利用者の割合も継続して増加しているという結果が出ております。動画視聴・投稿やソーシャルメディアの利用時間も増加傾向が続いており、日常生活におけるインターネットの果たす役割がますます高まっているものと考えられます（総務省「令和4年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」より）。

このような流れを受け、インターネット広告市場においては広告形態の多様化が進んでおり、従来から活用される運用型広告以外にも、マス広告のように、認知促進を目的として動画広告等を活用する事例や、インターネット広告とオフラインでのマーケティング活動を組み合わせた事例など、企業におけるマーケティング活動の様々な場面でインターネット広告の活用が進んでおります。また、これに比例する形で、当社グループのようなマーケティングサービスを提供する事業者においては、広告主の事業活動全体に影響を及ぼすようなマーケティング支援と関連する高度な知識・ノウハウが求められるようになりつつあります。

当社グループでは、こうしたマーケティングの高度化・多様化や、AI及びテクノロジーの進歩といった状況は今後も継続するものと見込んでおり、本市場におけるさらなる取扱高の拡大と、市場トレンドに即した柔軟な戦略による収益の最大化を企図し、事業活動を行っております。

2024年12月期における業績面の状況としては、世界的な経済環境への不透明感が続く中、特に我が国においては、対面経済の正常化により経済環境全体の見通しが強気へ振れる一方、一部業種におけるコロナ禍で生じたいわゆる「巣ごもり」需要の落ち着きもみられ、当社顧客においても一部業種で広告需要の縮小が当社の想定を超えて顕著になり、取扱高が前年同期比で減少することとなりました。一方で費用については、生成AIを始めとした様々な技術・手法による業務効率化を図り、定常的に発生する費用については抑制が進んでいるものの、前述の企業再編に関する費用として257百万円を計上した影響により、一時的に大きく販管費が増加することとなりました。

② 今後の市場の状況の認識

インターネット広告市場は、ソーシャルメディアの影響力の拡大やコロナ禍に伴うオンラインコミュニケーションの増加といった環境変化による、インターネット利用時間の増加などに支えられ、引き続き好調に推移していくと考えられます。

一方で、オンラインコミュニケーションは生活への密着度を年々増しており、アド Fraud や広告品質、プライバシー保護といった固有の課題に向き合いながら、どのようにインターネット広告を広告主・生活者のニーズと適合させていくのか、インターネット広告市場の課題はより複雑化・多面化しております。

また、競争環境についても、様々な特性・特徴をもつ企業が次々に市場へ参入し、新たな技術開発も進んでおります。特に、生成AIの登場は、インターネット広告の機械化・自動化を飛躍的に進めることとなり、当社グループを

含めた事業者は、広告主・生活者に選ばれる独自性・付加価値の追求が求められており、困難な事業環境におかれています。

このような市場において、当社は競合他社に対する競争優位性の確保だけでなく、当社独自の付加価値の追及に向けた経営資源の適切な投資配分、選択と集中による強味の創出が一層重要になっていくものと考えており、足許の状況認識と今後の展望を「中期経営の取り組みについて」としてまとめ、2023年2月に開示をしております。

本方針に基づき、高粗利・高付加価値の自社グループ商材の販売拡大、内部管理体制の一層の強化、オペレーションの効率化等を中心とした業務効率化により、収益体質の改善を進めるとともに、高度人材の採用、内部人材の教育・育成による人的資本の増強により、「稼ぐ力」の増大に取り組んでまいります。

(3) インターネット広告事業における課題

当社連結企業集団は、(1)の記載の方針に基づき、継続してインターネット広告事業に重点を置き、業界をリードするプロ集団を目指すにあたり、競合他社に対する優位性を確保する施策を講じ実現するために、次の点を経営課題として認識しております。

① 自社商品・サービスの開発の強化

当社連結企業集団のインターネット広告市場に及ぼす影響力を高めるため、自社商品・サービスの開発力を引き続き強化してまいります。

この方針の実現に向けて、インターネット広告事業特有の問題を技術的に解決できる開発体制を強化し、販売部門との連携による顧客ニーズを汲み取った商品開発を推進することにより、広告主に選ばれる自社ブランド商品・サービスの拡充に向けて取り組んでまいります。

② 自社商品・サービスの提案力の強化・運用力の強化

生成AIの活用による既存業務の効率化や人材育成・拡充などの組織強化を徹底するとともに、既存の協働会社との営業体制を強化・継続することで、サービスの管理体制強化につなげ、市場シェアの拡大を目指してまいります。

今後も引き続き、自社商品・サービスの提供・運用力強化に取り組んでまいります。

③ 優秀な人材の獲得と育成、組織の強化

インターネット広告業界をリードするプロ集団を目指すにあたり、高い倫理観を持つ人材の育成は、重要な経営課題の一つとして認識し、継続して取り組んでまいります。

特に、コンプライアンスに対する高い意識付けを目的とした教育・研修や、人材の長期継続雇用体制の構築を目的とした人材育成フォローアップ制度の拡充を図ってまいります。

また、より良い組織と職場環境の構築を目的としたエンゲージメント施策を講じ、当社連結経営と事業・サービスに関与する全ての役職員の声・組織の状態を可視化することで、外的要因に左右されない強い組織づくりを進めてまいります。

④ 内部統制の拡充

株主・投資家の判断基準となる企業会計の信ぴょう性はもとより、当社企業活動そのものへの信頼の醸成・予測可能性の提供は、健全な企業統治体制の下でのみ実現しうるものであることを強く認識するとともに、取締役会を中心としたコーポレートガバナンスの停滞、業務・内部管理体制およびコンプライアンス意識の不全により損なわれることにも十全の配慮をし、コーポレートガバナンス体制の整備・充実と、これを支える業務・内部管理体制の拡充、およびコンプライアンス意識の向上に努めてまいります。

⑤ 外的環境変化への対応と社内環境の整備

天災地変・感染症などの外的要因による当社連結企業集団の事業・サービスの停止や業績への影響を回避・軽減するべく、社内システム等の業務基盤の整備、指揮命令系統の連携体制を適宜見直すなど、既存のBCP対策に対して必要に応じて改善を進めてまいります。また、外的要因の環境変化をいち早く感知し、柔軟に対応していくための組織体制の強化を実行してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

文中の表記について、当社は「従業員」を「パートナー」、「人材」を「人財」と表記・呼称しております。これは当社の成長がパートナーによって支えられており、人が会社の財産である、というGMOインターネットグループの共通の考え方に基づくものです。

(1) 基本的な認識

当社は、インターネットインフラサービスを通じて社会基盤を支え、持続可能な未来を実現することを使命としています。インターネットインフラという社会インフラを担う企業として、24時間365日、安定性と信頼性の高いネットワークサービスを提供することで、社会や企業活動の基盤を支え続けています。

当社事業の持続的な成長は、持続可能な社会の実現に資するものであると認識しており、中長期的な企業価値の向上につながっていくものと考えております。

当社は現時点でサステナビリティにおける重要課題の特定に至っておりませんが、上場企業として、企業活動全般にわたるガバナンスへの取組みを継続的に実践しており、コーポレートガバナンスコードを基本的な枠組みとしたガバナンス体制を構築しております。

また、当社のビジネスモデルの特性及び事業規模に鑑みれば、当社事業の環境負荷は現時点で高いとはいえません。

一方、当社のビジネスモデルにおいて、人的資本は最も重要性の高い要素の1つであると認識しております。したがって、人的資本にかかる取組みを継続することがサステナビリティにおける、「S：社会の領域の課題に対する取組み」における課題解決に繋がり、当社の事業の継続や持続的な成長にも寄与していくものと考えております。具体的な取組みについては、「(4) 人財の多様性の確保を含む育成方針・社内環境整備に関する方針」に記載しております。

(2) ガバナンス

当社は、取締役会として、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備及び迅速・果敢な意思決定の支援が重要な役割・責務の一つであると認識しております。

当社は、社外取締役の機能を活用することで取締役会の監督機能を強化し、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社であることを選択しております。

加えて、独立した客観的な立場から経営陣に対して実行性の高い監督を行うためホールディングス体制を取るとともに、執行役員制度を導入しており、業務執行は子会社で行い、当社取締役会ではその監督を実施する、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する体制をとっております。

また、取締役会規程を始めとする諸規程の整備により、提案にあたり各社会議体において十分な議論・検討が行われる体制を作るとともに、提案が実行される際の意思決定支援に関しても、迅速な業務執行がなされるよう、支援体制を整えております。

詳細についてはコーポレートガバナンス報告書に記載の「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」及び当社コーポレートサイトに掲載している「当社のコーポレートガバナンスに関する考え方について」の「経営体制に関する考え方」をご参照ください。

(3) リスク管理

当社は、リスクの影響度に応じて、取締役会を始めとした意思決定機関において、リスク情報の精査と対応を決定しております。管理部門が中心となり、社内外のリスク情報の収集と一次検証を行うとともに、取締役会等における意思決定の支援を行っております。

このような管理体制の下、当社は重要性の高いリスクやその他中小のリスク発生の可能性を認識した上で、経営上のリスクとなる事項の洗い出しや対策の検討、保険の付保や与信管理、専門部署の設置及び規程の整備といったリスクコントロールを行い、発生の回避及び発生した場合の対応に努めております。

サステナビリティに関する課題についても同様に、管理部門にて情報収集を行い、他社事例の共有や外部コンサルの知見も交え、複合的な情報提供により、取締役会等の意思決定を支援しております。

(4) 人財の多様性の確保を含む育成方針・社内環境整備に関する方針

a. 基本的な認識

当社は現時点でサステナビリティにおける重要課題の特定に至っておりませんが、当社のビジネスモデルにおいて、人的資本は最も重要性の高い要素であると認識しております。

人的資本に関する考え方の根本的要素として、親会社であるGMOインターネットグループの創業の精神である「スピリットベンチャー宣言」を標榜しており、人種・性別・学歴・言語・宗教といったあらゆる差別を排除し、実力本位

の人財登用をすることを方針としております。

公平性・多様性の包摂と、所属にとらわれない連帯が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点において、最も重要であると考えております。

b. 人財育成方針及び環境整備方針

上記の基本認識に基づき、以下のテーマに基づき、人財育成及び環境整備に取り組んでおります。

- i) ミッション・ビジョン・バリューの浸透を通じた連結経営の実現
- ii) 部や法人をまたいだコミュニケーションの促進
- iii) 個のパフォーマンスを最大化する人財活性化
- iv) チームのパフォーマンスを最大化する組織活性化
- v) 誰もが活躍できる環境整備

c. 具体的な取組

上記のテーマに基づき、具体的に以下のような取組を行っております。これらの取組を通じて、独自の競争力を構築するとともに、高い利益成長と生産性の向上を実現し、企業理念の実現と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

なお、詳細は当社コーポレートサイトにも掲載しております。

<https://internet.gmo/sustainability/>

・全パートナー参加の情報共有会の開催

四半期に1回以上、全幹部参加型・全パートナー参加型で直近の業績や連結会社の取組を共有するイベントを開催しております。ミッション・ビジョン・バリューを代表取締役自らが発信するとともに、各事業管掌役員が直接各事業の取組や目標を共有することで、全幹部・全パートナーのモチベーションの向上、連帯の意識醸成に取り組んでおります。

・社内メディア・ピアボーナス制度の導入

WEB社内報や動画配信をメインとした社内放送を積極的に発信しております。

パートナー各人のパーソナリティに焦点を当てることで、それぞれの個性を尊重し、パートナー同士のコミュニケーションを促しております。

また、ピアボーナス制度（パートナー同士がポイント形式でインセンティブを贈りあえる制度）を導入しています。賞賛する文化を根付かせることで全パートナーがそれぞれの業務に意欲的に取り組む効果と合わせて、パートナー同士の活動への気づきや発見、興味関心を促しております。

これらのコミュニケーション施策を通じて人財と組織の活性化を促し、連結企業内での新しいアイデアの想起やイノベーションにつながるものと期待しております。

・人事制度

組織規模・役職・年齢・勤続年数にとらわれず、高いパフォーマンスを発揮しているパートナーを評価するしくみである「パフォーマンスグレード制度」を導入し、ひとりひとりが得意領域に応じて最大限のパフォーマンスを発揮し、自己のキャリア目標に向けて挑戦、成長ができる環境整備を進めております。

また、部署や法人を跨ぐ、人財交流を通じて組織と人財を活性化させるために、FA制度やキャリアドラフト制度を設け、連結会社内の人財の流動性を高め、適材適所とパートナーの働きやすさ・満足度の向上の両立を目指しております。

これらの取組に対して、定期的にエンゲージメントサーベイを実施することで、施策の効果検証を行っております。

・健康経営の推進、労働環境の適正化

当社は親会社であるGMOインターネットグループの共通理念であるスピリットベンチャー宣言を標榜し、「企業はパートナー・株主・お客さま、かかわるすべてのステークホルダーが幸せになるための道具である」との認識の下、パートナーが心身ともに「健康」であることが、ステークホルダーの「幸せ」の実現につながるものと考えております。

具体的には、健康診断の受診促進(受診率100%)をはじめとして、2024年3月には経済産業省と日本健康会議が共同で選出する「健康経営優良法人認定制度」において、「健康経営優良法人2024(中小規模法人部門)」の認定をいただきました。また、平均残業時間の改善・有給取得・育休取得の促進、育休からの復職支援等、労働環境の適正化と併せて実施し、パートナーの健康の向上、働く環境の整備を推進しています。

・D&I推進・障がい者雇用の推進

当社は親会社であるGMOインターネットグループの共通理念であるスピリットベンチャー宣言を標榜し、実力本位の人財登用を行っています。人種・国籍・性別・学歴・言葉・宗教等、すべての差別の排除を徹底し、また、新卒採用・中途採用の別なく、当社の経営理念やマインドに賛同する人財であることを基本的な人財に対する考え方としています。

このような考え方にに基づき、育児や介護などの「ケア」を念頭においた、柔軟な働き方を支援するユニバーサルワークを推進する社内プロジェクトを実施しております。その結果として重要ポジションへの若手抜擢や女性管理職登用が増え、2023年12月には厚生労働省東京労働局長の認定を受け、女性活躍推進企業認定「えるぼし認定」の2つ星を取得いたしました。また、特例子会社であるGMOドリームウェーブ株式会社を通じた障がい者の就労環境の整備などに取り組んでおります。

(5) 指標と目標

当社は、人財育成及び環境整備にかかる指標及び目標について、継続的に検討をしている段階であり、現時点で開示すべき内容を決定しておりません。当社の人財育成及び環境整備に関する基本的な認識ならびに方針の達成にむけた適切な指標の設計と目標設定を継続的に検討してまいります。

なお、2024年12月期の法定の開示指標の状況は以下の通りです。

2024年12月31日現在

管理職に占める 女性労働者の割合(%)	男性労働者の 育児休業取得率(%)	労働者の男女の賃金の差異(%)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・ 有期労働者
15.7	78.6	61.5	68.0	72.4

(注) 上記の各数字は、当社グループ全体の値を記載しております。

3 【事業等のリスク】

以下には、当社及び当社連結法人（以下総称して「当社連結企業集団」）の事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、当社連結企業集団は、これらの重要性の高いリスクやその他中小のリスク発生の可能性を認識したうえで、経営上のリスクとなる事項の洗い出しや対策の検討、保険の付保や与信管理、専門部署の設置および規程の整備といったリスクコントロールを行い、発生の回避及び発生した場合の対応に努めております。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) GMOインターネットグループとの関係について

① GMOインターネットグループにおける当社の位置付け

当社連結企業集団は、GMOインターネットグループ株式会社を中核とした企業グループ（以下「GMOインターネットグループ」）に属しており、同社は、2024年12月末日現在、当社議決権の9.66%を直接的に、47.34%を間接的に保有しております。GMOインターネットグループは、同社を中核として、「すべての人にインターネット」というコーポレートキャッチの下、インターネットインフラ事業、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、暗号資産事業並びにインキュベーション事業を行っております。これら事業のうち、当社連結企業集団は、GMOインターネットグループのうち、インターネット広告・メディア事業を担う中核企業として位置付けられております。従いまして、同社の当社連結企業集団に対する基本方針等に変更が生じた場合には、当社連結企業集団の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、2025年1月1日において、GMOインターネットグループ株式会社との間で締結した2024年6月25日付吸収分割契約により、事業継承の対価として新株を交付したことにより、GMOインターネットグループ株式会社の当社議決権比率が90%以上を保有することになっております。

② GMOインターネットグループ株式会社との役員の兼務関係について

当社の役員7名（監査等委員であるものを除く取締役4名、監査等委員である取締役3名）のうちGMOインターネットグループ株式会社の役員を兼ねている者は3名であり、当社における役職、氏名及び同社における役職は次の通りであります。

氏名	当社における役職	GMOインターネットグループ株式会社における役職
伊藤 正	代表取締役 社長執行役員	取締役 グループ副社長執行役員 グループ代表補佐 グループインフラ部門統括 暗号資産マイニング事業担当
熊谷 正寿	取締役会長（非常勤）	代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO
安田 昌史	取締役（非常勤）	取締役 グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐 グループ管理部門統括

非常勤取締役である熊谷正寿氏及び安田昌史氏は、当社連結企業集団の事業に関する助言を得ることを目的として招聘したものでありますが、GMOインターネットグループの経営方針は当社連結企業集団の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ GMOインターネットグループ株式会社からの独立性の確保について

当社連結企業集団の事業活動および経営判断において、すべての業務を独自に意思決定し事業を展開しております。また、GMOインターネットグループ株式会社からの兼務状況は当社独自の経営判断を妨げるものではなく、当社連結企業集団の経営判断は、同社からの独立性が担保されているものと判断しております。

当社連結企業集団の営業取引において、GMOインターネットグループ株式会社との取引の状況は前項②に記載の通りであります。また、当社連結企業集団の営業取引の多くは当社と資本関係を有しない一般企業との取引となっております。また、当社連結企業集団がGMOインターネットグループ株式会社および、そのグループの企業等と取引を行う場合、取引条件等の内容の適正性を、その他の第三者との取引条件との比較などから慎重に検討し、実施しております。特に、少数株主との利益相反が生じうる取引・行為の決議にあたっては、取引発生の都度、独立社外取締役である監査等委員を中心とした特別委員会を組成し、独立性・客観性を持った見地からの意思決定を行う体制を確保しています。

(2) 当社連結企業集団の各事業について

① インターネットインフラ事業

インターネットインフラ事業においては、顧客ニーズを捉えた商材・サービスを提供するため、開発体制を内製化し、個人・法人・地方公共団体など、お客さまがインターネット上で情報発信・経済活動を行なうための基盤となるサービスを、ワンストップで提供しております。その大半がストック型の商材であり、当社グループの強固な収益基盤となっております。しかしながら、クラウド・ホスティングサービスにおいて、大きな参入障壁がないため、多数の同業他社が存在しており、激しい競合の状況にあります。当社連結企業集団は、高度化・多様化する顧客ニーズに対応するため、多ブランド戦略をとっておりますが、価格競争などにより競争環境が更に激化した場合には、当社連結企業集団の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、ドメインの調整・管理については、米民間の非営利法人であるICANN (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) が一手にとり行なっており、同法人の動向によっては、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。インターネット接続サービスにおいて、サービスの提供のために利用する回線を電気通信事業者より調達しております。この点、電気通信事業者との契約変更等により取引条件が悪化した場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② インターネット広告・メディア事業

インターネット広告・メディア事業において、市場での圧倒的地位を構築していくことを目指し、今後予想される複雑化・多面化するインターネット広告市場の変化に対応すべく、アドテクノロジー分野の強化、自社商材・自社メディアの開発強化を進めております。しかしながら、当社連結企業集団が取り扱う各媒体において、新技術への対応に遅れが生じた場合やユーザーの嗜好と乖離したサービス提供を行った場合、これら媒体の利用者数が減少し、当該媒体における当社取扱広告枠の販売に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社連結企業集団の取引先であるネット広告媒体運営事業者が、いわゆる「アド Fraud (広告詐欺)」に関与した場合、その影響を受けた広告主による広告露出が減少すると共に、当社連結企業集団の広告取扱高が減少し、当社連結企業集団の業績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット広告・メディア事業では、LINEヤフー株式会社及びGoogle, Inc. の正規代理店を担う会社を含んでおり、連結取扱高に占めるこの2社の商材の売上高の割合が大きくなっております。これらの取引先とは、良好な関係を維持しておりますが、各社の事業方針の変更、契約の更新内容及び業界動向などの理由により取引量の縮小が生じた場合、当社連結企業集団の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 海外における事業展開・海外事業者との事業活動について

当社連結企業集団は、事業の拡大やテクノロジーの革新に対応するため、海外事業所における業務や、海外事業者との業務提携を進めております。この提携関係は、海外現地の法律、規制等に従っておりますが、役務の輸出入に関する規制、関税等の租税に関する制度の制定又は改定、現地事業者の法人統廃合、その他の予期しない現地法令又は政府方針の制定もしくは改定等、関連法令等に基づく勧告や手続の執行、又は行政による命令や指導の結果、当該事業の遂行が制約され、当社連結企業集団の財政状況や業績に影響を与える可能性があります。

また、戦争、テロリズム、紛争、暴動、その他の要因による社会的・政治的混乱等の発生により、海外事業者が影響を受けた場合、当社連結企業集団の事業活動に影響を与える可能性があります。

(4) 情報セキュリティについて

当社連結企業集団は事業活動を通じ、利用者および取引先の重要情報や個人情報に接する機会を有しており、継続した情報資産の適切な管理体制の維持は、当社の重要課題と認識しております。しかしながら、当社連結企業集団から利用者または取引先の情報が漏えいするような事態が生じた場合、社会的信用の失墜により当社連結企業集団の業績及び事業の継続に重大な影響を与える可能性があります。

(5) システム管理について

当社連結企業集団の事業は、インターネット関連サービスに特化しており、インターネットへの接続、データセンターの維持管理等の重要な業務の一部を外部委託していることがあります。その為、当社連結企業集団では制御できない領域で発生した障害、悪意の第三者による不正アクセス、ハードウェア又はソフトウェアの欠陥 (いわゆるバグを含む) 等により、当社連結企業集団の事業に用いるネットワーク・システムの一部又は全部が正常に作動せず、重要なデータの消滅や書換え、第三者によるデータの不正入手、取引停止等が発生する可能性があります。これらは、当社連結企業集団の収益機会を喪失するだけでなく、第三者からの多額の損害賠償請求、監督官庁による行政指導、営業停止処分その他の行政処分により、当社連結企業集団の事業活動及び業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) コンプライアンスについて

① 法令等遵守体制の維持について

当社連結企業集団は、総合的なリスク管理の継続的な強化が求められていることを認識し、当社連結企業集団全体でコンプライアンスの周知徹底を図り、代表取締役社長直轄の内部監査室や内部通報制度（GMOインターネットヘルプライン制度）の運用、金融商品取引法上の内部統制体制の運用、会社法上の内部統制システムの整備・運用などを実行することにより、コンプライアンス体制の継続的強化に取り組んでおります。

しかしながら、事業の急速な拡大や人員の急激な増加等によりコンプライアンス管理体制の十分な構築が追いつかない場合、個人的・組織的な不正行為を含むコンプライアンス上のリスクを完全に回避できない可能性があり、法令等に抵触する事態が発生した場合、当社連結企業集団の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 法令等の各種規制について

・電気通信事業法について

本法は、電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとすることにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達および国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的として制定された法律であります。当社は、本法に基づく届出を行った届出電気通信事業者であり、本法により、検閲の禁止、通信の秘密の保護、業務、電気通信設備、設備の接続、特定利用者情報の取り扱いに関する義務、利用者情報の外部送信規制（Cookie規制）等について、届出電気通信事業者として、規制を受けております。

当社連結企業集団は、これらの義務を遵守するため、各種の体制整備等の措置を講じております。しかしながら、これらの対応が十分であるとの保証はなく、行政機関から、指導、勧告等を受けたり、また、契約解約数の増加や契約数の減少等により業績に影響を与える可能性があります。

・風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律について

本法は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、および少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業および性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、および年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的として制定された法律であり、直接的には風俗営業を行う者を律するものであります。

本法において、利用者に対するインターネット接続サービスに伴うサーバスペースの提供、レンタルサーバサービス等の提供事業者は、自社サーバー上に映像送信型性風俗特殊営業者によりわいせつな映像が記録されていることを知ったときは、当該映像の送信防止措置等を講ずることにつき努力義務を負うこととされ、当社連結企業集団においても、本法の適用を受ける場合があります。当社連結企業集団は、利用者との間の契約約款において、利用者が開設、運営等するウェブサイトの内容に関する責任の所在が利用者にあることを明示しており、かつ、法令の遵守に関して周知徹底を図る等、自主的な規制によって、違法、有害な情報の流通禁止について配慮しておりますが、これらの対応が十分であるとの保証はなく、利用者が開設、運営等するウェブサイトに関して、利用者、閲覧者もしくはその他の関係者、行政機関等から、行政指導、クレーム、損害賠償請求、勧告等を受ける可能性があります。

・不正アクセス行為の禁止等に関する法律について

本法は、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止およびアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的として制定された法律であり、直接的には電子計算機への不正なアクセスを禁止するものであります。

しかしながら、電気通信回線に接続している電子計算機の動作を管理する者についても不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講ずる旨の努力義務が定められております。当社連結企業集団においても、電子計算機の動作を管理する者として、上記規定の適用を受けることとなります。

・特定商取引に関する法律について

本法は、特定商取引（訪問販売、通信販売等）を公正にし、および購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通および役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定された法律であり、事業者名の表示、不当な勧誘行為の禁止や虚偽、誇大な広告の規制等の行政規制のほか、クーリングオフや事業者が求め得る損害賠償等

の額の制限、広告メールの送信についてオプトイン方式を導入する等の民事ルールを定めております。

本法では、インターネットを利用した通信販売等の取引形態において、返品を巡ってのトラブルや、いわゆる迷惑広告メール問題、クレジットカード情報の漏洩等の問題が発生していることに鑑み、インターネット上の取引についても規制されております。

当社連結企業集団の行うインターネット広告・メディア事業および利用者に対する広告宣伝に関する電子メールの配信については、本法による規制を受けるため、法改正により、同事業の運営および宣伝広告が制約される可能性があります。

- ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律について

本法は、一時に多数の者に対してなされる営利広告等に関する特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることに鑑み、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図る事を目的として制定された法律で、特定電子メール内での送信者の連絡先等の記載義務等を課するものです。

本法では、特定電子メールの送信に関して、従来のオプトアウト方式に替わるオプトイン方式の導入、法の実効性の強化、国際連携の強化等が定められております。当社連結企業集団のインターネット広告・メディア事業および利用者に対する広告宣伝に関する電子メールの配信については、本法による規制を受けるため、法改正により、同事業の運営および宣伝広告が制約される可能性があります。

- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律について

本法は、インターネットにおいて、青少年にとって有害な情報が多く流通している状況に鑑み、青少年がより安全・安心にインターネットを利用できるようにし、もって青少年の権利の擁護に資することを目的とするものです。

本法により、当社連結企業集団の行うインターネット接続サービスや、ホスティングサービス、掲示板サービス等のサーバー管理を伴うサービスについて、フィルタリングサービスの提供、青少年有害情報についての閲覧制限措置を講じる等の努力義務を負います。また、本法に基づいて行う情報の削除および制限は、情報発信者の表現活動に影響を及ぼすものであり、当社連結企業集団が、当該情報について青少年有害情報であると認定し、削除または閲覧規制措置を履践するに際しては、非常に重大かつ適切な判断が求められます。当社連結企業集団では、適切な判断となるよう慎重な運用に努めておりますが、訴訟等において、その判断が適切でなかったと認定された場合は、情報発信者もしくはその他の関係者、行政機関等から、クレーム、損害賠償請求、行政指導、勧告等を受ける可能性があります。

- ・不当景品類および不当表示防止法について

本法は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限および禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とするものです。

当社連結企業集団では、ウェブサイト等における商品・サービスの内容や価格等の適正な表示、キャンペーン実施時にキャンペーン内容が法令に適合しているかについての確認や、社内での本法に関する研修の実施等に努めております。しかしながら、利用者が購入した商品・サービスが不良である場合や当社や取引先の広告内容に虚偽の記載が含まれる場合、または利用者や行政・司法機関等により表示が不適切であると判断される場合等において、利用者または取引先による当社連結企業集団に対する苦情申出、補償要求や集団訴訟の提起や、行政庁による本法に基づく課徴金の納付命令等がなされ、これらにより、当社連結企業集団の事業活動および業績等に重大な影響を与えたり、当社連結企業集団の信用毀損につながる可能性があります。

③ 訴訟等の可能性について

当社連結企業集団におけるインターネットインフラ事業においてあらゆる分野の多種多様な情報、商品、サービスが、インターネットを通じて提供されており、サービスの安定的な運用等が不可欠となっております。一方で、天災地変に起因する障害やいわゆるDDoS攻撃等の悪意のある第三者による攻撃、当社設備への不正なアクセス等、想定し得る技術的な防御策を超える事由による障害が生じた場合等には、利用者または第三者に多大な損害を与える可能性があります。こうしたことから、当社連結企業集団では、無停電電源装置の導入、バックアップシステム等による24時間365日の管理保守体制およびカスタマーサポート体制の構築等による障害対応、セキュリティの確保等、安定したサービス提供とシステム運用に努め、サービス契約には免責条項を設ける等の対策を講じております。しかしながら、利用者や第三者から当社連結企業集団に対して損害の賠償を求める訴訟の提起や補償問題等が

発生する場合があります。

また、当社連結企業集団において、知的財産権の重要性に鑑み、知的財産権の保護に努め、第三者の知的財産権の侵害がないように各種の体制整備等の措置を講じております。しかしながら、第三者から当社連結企業集団に対して知的財産権侵害による損害の賠償や差し止めを求める訴訟の提起が発生する場合があります。

このような訴訟の提起等が発生した場合、当社連結企業集団の事業の運営および業績等に重大な影響を及ぼす可能性や当社連結企業集団の社会的信用を毀損される可能性があります。

(7) 人材の確保・育成について

当社連結企業集団は、事業規模の拡大に伴う業務量の増加に伴い、各分野における優秀な人材の確保・育成が重要な経営課題であると認識し、事業企画・管理組織の強化と積極的な採用活動を行うと同時に、教育研修等、組織開発と人材育成の充実に注力しております。

しかしながら、雇用環境や労働需給が変化した場合、既存事業の見直し、事業発展のペースダウン、採用方法の多様化により費用が増加し、当社連結企業集団の業績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

(8) 新規事業展開・事業投資について

当社連結企業集団は、事業拡大又は育成の手段として、新会社の設立や既存会社への出資、合併事業の展開等を行うことがあります。これらの投資活動は、社内主要メンバーによる専門的見地を踏まえつつ、収益可能性とリスク分析を検討する会議体を通じ、当該投資行為の可否を決定するけん制機能を有しております。

しかしながら、投資実行先の事業状況や新規事業が当社連結企業集団に与える影響を確実に予測することは困難であり、投資実行後、事前の調査で把握できなかった未認識債務の判明や偶発債務が発生した場合、投資活動又は新規事業が計画通りに進捗しない投資回収が困難となるような予期せぬ要因が生じた場合、当社連結企業集団の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 組織改革について

当社連結企業集団では、継続して既存組織の機能見直しを進めると共に、コストの合理化や資産圧縮を進めるなどの施策を講じていく方針です。この進捗状況により、既存の組織や事業・業務の見直しにより、一時的な多額の経費が発生した場合、当社連結企業集団の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社及び当社連結法人（以下総称して「当社連結企業集団」）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当社連結企業集団の当連結会計年度の売上高は12,997百万円（前年同期比12.8%減）、営業利益は139百万円（前年同期は25百万円の営業損失）、経常利益は151百万円（前年同期比15.7.%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は4百万円（前年同期は40百万円の当期純利益）となりました。

セグメント別の業績は次の通りであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較・分析は変更後の区分に基づいて記載しております。

（インターネット広告事業）

当連結会計年度のインターネット広告事業の売上高は11,570百万円（前年同期比15.8%減）、営業利益は1,068百万円（前年同期比89.0%増）となりました。

「インターネット広告事業」は、広告商品の販売や提供する広告の管理運用といった、インターネット広告代理事業をはじめ、業界最大級の接続先を誇る「GMOSSP」や、広告配信プラットフォーム「ReeMo」の提供など、インターネットにおけるマーケティング全般に関する事業を行っております。

当連結会計年度におきましては、コロナ禍で生じたいわゆる「巣ごもり」需要の落ち着きにより一部業種で広告予算の縮小・クライアントの減少があり、取扱高については前年同期比で減少となりました。一方、自社商材の拡販が2024年12月期を通して堅調に推移したことや、営業体制の効率化により、営業利益においては増益となっております。

（インターネットメディア事業）

当連結会計年度のインターネットメディア事業の売上高は1,438百万円（前年同期比22.5%増）、営業利益は151百万円（前年同期比30.5%減）となりました。

「インターネットメディア事業」は主に、自社WEBメディアの運営やそれに付随するツールの提供など、インターネットにおけるメディア運営にまつわる事業を行っており、自社開発のインターネットメディア「michill byGMO」などの事業が本セグメントに属しております。

当連結会計年度におきましては、検索エンジンにおけるアルゴリズムアップデートの影響を受け、月間ユーザー数が減少傾向となりました。一方でこれを補うため外部メディアとのアライアンスを強化し、売上高は増加いたしました。外部仕入の増加に伴い利益率は減少し、増収減益となっております。

当連結会計年度末における資産、負債及び純資産の状況は次の通りであります。

（流動資産）

当社連結企業集団の当連結会計年度末の流動資産につきましては8,660百万円（前連結会計年度末は9,084百万円）と424百万円の減少となりました。主な要因は、流動資産その他が248百万円（前連結会計年度末は456百万円）と208百万円減少、現金及び預金が4,024百万円（前連結会計年度末は4,185百万円）と160百万円の減少したこと等によるものであります。

(固定資産)

固定資産につきましては1,696百万円(前連結会計年度末は1,762百万円)と66百万円の減少となりました。主な要因は、ソフトウェアが190百万円(前連結会計年度末は254百万円)と63百万円の減少、無形固定資産その他が2百万円(前連結会計年度末は50百万円)と47百万円減少した一方で、投資有価証券が673百万円(前連結会計年度末は629百万円)と43百万円増加したこと等によるものであります。

この結果、総資産は10,356百万円(前連結会計年度末は10,847百万円)と491百万円の減少となりました。

(流動負債)

流動負債につきましては4,768百万円(前連結会計年度末は5,160百万円)と391百万円の減少となりました。主な要因は、買掛金が3,314百万円(前連結会計年度末は3,690百万円)と375百万円の減少、流動負債その他が696百万円(前連結会計年度末は930百万円)と234百万円減少した一方で、未払法人税等が154百万円(前連結会計年度末は24百万円)と130百万円増加したこと等によるものであります。

(固定負債)

固定負債につきましては340百万円(前連結会計年度末は445百万円)と104百万円の減少となりました。主な要因は、固定負債その他が186百万円(前連結会計年度末は284百万円)と97百万円減少、繰延税金負債が8百万円(前連結会計年度末は12百万円)と3百万円減少したこと等によるものであります。

この結果、負債合計は5,109百万円(前連結会計年度末は5,605百万円)と496百万円の減少となりました。

(純資産)

純資産合計につきましては5,246百万円(前連結会計年度末は5,242百万円)と4百万円の増加となりました。主な要因は、その他有価証券評価差額金の増加25百万円、利益剰余金の減少25百万円(親会社株主に帰属する当期純損失の計上により4百万円の減少、配当金の支払いにより20百万円の減少等)を計上したこと等によるものであります。

② キャッシュ・フローの状況

当社連結企業集団の当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末に比べて160百万円減少し、4,024百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金は6百万円の増加(前連結会計年度は912百万円の減少)となりました。主な増加要因としては、法人税等の還付額226百万円、減価償却費151百万円、税金等調整前当期純利益113百万円等によるものであります。一方、主な減少要因としては、仕入債務の増減額376百万円、預り保証金の増減額97百万円、法人税等の支払額23百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金は144百万円の減少(前連結会計年度は68百万円の減少)となりました。主な増加要因としては、関係会社預け金の払戻による収入860百万円、投資事業組合からの分配による収入23百万円等によるものであります。一方、減少要因としては、主に関係会社預け金の預入による支出900百万円、投資有価証券の取得による支出90百万円等によるものであります。

なお、関係会社預け金はGMOインターネットグループ全体で資金運用を行うために導入しているキャッシュマネジメントサービス(CMS)を利用しているものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金は22百万円の減少(前連結会計年度は177百万円の減少)となりました。主な増加要因としては、新株予約権の行使による収入1百万円によるものであります。一方、主な減少要因としては、配当金の支払額20百万円等によるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績の状況

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメント別に示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
インターネット広告事業	6,559,407	78.3
インターネットメディア事業	464,039	243.3
合計	7,023,446	81.9

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 前年同期比は、前連結会計年度の数値をセグメント変更後の区分に組み替えて比較しております。

c. 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメント別に示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
インターネット広告事業	11,527,181	84.1
インターネットメディア事業	1,429,316	123.0
合計	12,956,498	87.1

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 前年同期比は、前連結会計年度の数値をセグメント変更後の区分に組み替えて比較しております。

d. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメント別に示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
インターネット広告事業	11,567,393	84.2
インターネットメディア事業	1,430,336	123.2
合計	12,997,730	87.2

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 前年同期比は、前連結会計年度の数値をセグメント変更後の区分に組み替えて比較しております。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下の通りです。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
LINEヤフー株式会社	1,187,830	8.0	2,227,410	17.1
株式会社エポスカード	1,043,067	7.0	1,404,992	10.8
GMOインターネットグループ株式会社	1,875,256	12.6	1,052,867	8.1

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社連結企業集団の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社及び当社連結法人（以下総称して「当社連結企業集団」）が判断したものであります。当社連結企業集団は、事業基盤の確立のため、以下の取り組みを重点課題とし、企業体制の強化を進めてまいります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社連結企業集団の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたって、資産・負債の帳簿価格及び収益・費用の認識に影響を与える見積りにつきましては、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる様々な要因に基づいて行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果は異なる場合があります。

当社では、特に以下の重要な会計方針が、当社連結企業集団の連結財務諸表等の作成における見積りや仮定により重要な影響を受ける可能性があるものと考えております。

なお、連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載の通りであります。

② 連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財務状態の分析

当連結会計年度末の財政状態は、流動資産8,660百万円、固定資産1,696百万円、流動負債4,768百万円、固定負債340百万円、純資産5,246百万円となりました。詳細につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」において記載しております。

b. 経営成績の分析

当社は、2025年1月1日より、GMOインターネットグループ株式会社のインターネットインフラ事業およびインターネット広告・メディア事業を吸収分割により承継し、併せて商号をGMOインターネット株式会社へと変更致しました。この詳細につきましては、2024年6月25日に開示しました「GMOインターネットグループのインターネットインフラ事業の再編に係るGMOインターネットグループ株式会社との吸収分割契約締結に関するお知らせ」に記載がございます。

当連結会計年度の売上高については、インターネット広告事業において11,570百万円、インターネットメディア事業において1,438百万円となり、連結売上高は12,997百万円となりました。なお、前連結会計年度より収益認識に関する会計基準を適用しておりますが、旧基準に基づく連結売上高は30,027百万円（前年比18.1%減）となりました。

対面経済の本格的な復調により経済環境全体の見通しが強気へ振れる一方、特にインターネット広告事業において、コロナ禍で生じたいわゆる「巣ごもり」需要の落ち着きにより、一部業種で広告予算の減少・クライアントの減少が生じました。こうした環境変化に合わせた営業戦略の見直しを実施したものの、連結売上高および旧基準に基づく連結売上高はともに前年同期比で減少することとなりました。一方で、自社商材の拡販が2024年12月期を通じて堅調に推移したことや、営業体制の効率化により、連結営業利益については前年同期比で増加いたしました。また、インターネットメディア事業においては、検索エンジンにおけるアルゴリズムアップデートの影響を受け、月間ユーザー数が減少傾向となった一方、外部メディアとのアライアンスを強化したことにより、売上高は増加したものの外部仕入れの増加に伴い利益率は減少し、連結売上高に対しては増加要因、連結営業利益に対しては減少要因となっております。

いずれのセグメントも、外部環境の変化に対する当社の対応が結果的に減収要因ではありますが、その内容は異なっており、利益率の高い自社企画サービスへの注力によってこの対策を講じております。

売上原価については、連結売上原価が7,023百万円となりました。連結売上高と連動する形で推移をしており、当社が開発・販売に注力している自社企画サービスの売上高比率も前年と同程度となりました。

一方で、販売費及び一般管理費は、生成AIを始めとした様々な技術・手法による業務効率化を図り、定常的に発生

する費用については抑制を進めて参りました。前述の企業再編に関する費用として257百万円を計上した影響は受けたものの、5,834百万円（前年同期比8.2%減）となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費については、引き続き費用対効果の検証を継続し、利益率の向上に努めてまいります。

以上の結果から、営業利益は139百万円（前年同期は25百万円の営業損失）となりました。

経常利益は、一部連結子会社の地方拠点における補助金収入が計上されたこと等により、151百万円（前年同期比15.7%減）となりました。一方、当連結会計年度において投資有価証券評価損および減損損失を特別損失として計上した事により、親会社株主に帰属する当期純損失は4百万円となりました。

インターネット広告市場は引き続き成長を継続するものと見込んでおりますが、顧客ニーズの多様化や競争環境の変化、新技術の発生により、参画事業者にも創意工夫に基づいた変化が求められる複雑な事業環境になりつつあるものと認識しております。特に生成AIの登場は当社を始めとしたインターネット広告事業者にとり、非常に重要な変化であり、このような変化を自社に取り込み、活用していくことが求められております。

既存顧客との関係強化・新規顧客へのリレーション創出等の事業拡大に向けた活動に注力しながらも、自社企画サービスの拡充と業務効率化・コストオペレーションの強化による収益基盤の強化を堅実に実行し、継続的な成長と収益の創出を目指してまいります。

c. キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、営業活動における現金収入が減少となり、4,024百万円（前年同期比160百万円減）となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは6百万円の増加（前連結会計年度は912百万円の減少）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは144百万円の減少（前連結会計年度は68百万円の減少）となりました。主に投資有価証券の取得による支出が減少要因となり、前年同期比で減少幅が拡大いたしました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、22百万円の減少（前連結会計年度は177百万円の減少）となりました。主に配当の支払いが前年同期比で大きく減少したことが改善要因となりました。

集計単位ごとの詳細は「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ②キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

当社連結企業集団においては、営業活動によるキャッシュ・イン・フローを投資活動および財務活動によるキャッシュ・アウト・フローに転換し、財務の健全性を保ちながら、自社事業への資本投入による内部成長及びM&Aや業務提携を通じた外部成長の取り込みを行い、収益基盤の安定化と株主還元・株主価値の最大化を円滑かつ効率的に行っております。

また、親会社でありますGMOインターネットグループ株式会社のキャッシュ・マネジメント・サービス(CMS)に加え、取引銀行をはじめとした金融機関等の外部資金の調達手段の確保により、資金需要の変動に柔軟に対応する体制を整えております。

5 【経営上の重要な契約等】

1. 運営委託契約

契約会社名	相手先の名称	契約内容	契約期間
GMOインターネット株式会社	GMOインターネットグループ株式会社	資金調達及び運用並びに決済事務の効率化を目的として、資金の一括管理その他のキャッシュマネジメントサービス(CMS)の運営委託契約	2006年6月26日より、契約期間の定めなし。

(注) 上記、当社によるGMOインターネットグループ株式会社との契約に基づく金利については、市場金利等を勘案し決定しております。

2. 吸収分割契約

当社は、2024年6月25日開催の当社取締役会において、2025年1月1日を効力発生日として、当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社のインターネットインフラ事業（ドメイン事業、クラウド・ホスティング事業、

アクセス事業) 及びインターネット広告・メディア事業を当社が承継することを内容とする吸収分割契約の締結について決議し、同日付でGMOインターネットグループ株式会社との間で吸収分割契約を締結しました。また、2024年9月11日開催の臨時株主総会において吸収分割契約の締結が承認されました。

吸収分割契約の詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の重要な後発事象をご参照ください。

3. 吸収合併契約

当社は、2024年11月18日開催の当社取締役会において、2025年1月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるGMOソリューションパートナー株式会社を吸収合併することを決議し、同日付でGMOソリューションパートナー株式会社との間で吸収合併契約を締結しました。なお、当該吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易吸収合併であるため、吸収合併契約承認の株主総会を得ずに行いました。

吸収分割契約の詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の重要な後発事象をご参照ください。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループにおいて、「ソフトウェア」は重要な資産であるため、有形固定資産のほか、無形固定資産のうち「ソフトウェア」を含めて設備の状況を記載しております。

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は32,917千円で、その主なものは各種サービスに関わるソフトウェアの新規開発および機能追加等の開発投資であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2024年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	全社共通	本社機能	195,521	23,939	32,079	251,541	50〔7〕

(注) 1. 従業員数の〔 〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員を外書しております。

2. 上記の他、主要な設備のうち連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

リース物件

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料	リース契約残高
本社 (東京都渋谷区)	全社共通	事務所関連設備	2,095千円	614千円

賃借物件

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	建物賃借床面積 (㎡)	年間賃借料
本社 (東京都渋谷区)	全社共通	本社事務所	3,815.1	91,875千円

(2) 国内子会社

2024年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数(名)
				建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
GMO NIKKO㈱	本社 (東京都渋谷区)	インターネット 広告事業	本社事務所	—	5,521	85,120	90,642	263〔34〕
GMOインサイト㈱	本社 (東京都渋谷区)	インターネット メディア事業	本社事務所	—	9,825	—	9,825	36〔12〕
GMOソリューション パートナー㈱	本社 (東京都渋谷区)	インターネット 広告事業及びイ ンターネットメ ディア事業	本社事務所	21,068	10,608	68,871	100,548	91〔34〕

(注) 1. 従業員数の〔 〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員を外書しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. GMO NIKKO株式会社とGMOアドマーケティング株式会社は、2024年1月1日付でGMO NIKKO株式会社を存続会社、GMOアドマーケティング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

4. 当社は、2025年1月1日付でGMOソリューションパートナー株式会社を吸収合併しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,800,000
計	60,800,000

(注) 2024年9月11日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が行われ、2025年1月1日より、494,200,000株増加し、555,000,000株となっています。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2024年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年3月21日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,757,200	274,698,528	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	16,757,200	274,698,528	—	—

- (注) 1. 提出日現在発行数には、2025年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。
2. 当社とGMOインターネットグループ株式会社との間で締結した2024年6月25日付吸収分割契約により、2025年1月1日をもって、発行済株式総数が257,941,328株増加し、274,698,528株となっております。
3. 当社は、2025年1月1日をもって、東京証券取引所プライム市場へ市場変更しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2018年5月21日	2025年1月6日	2025年1月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社従業員 14 当社子会社の取締役 9 当社子会社の従業員 94	当社取締役 2 当社執行役員 7 当社従業員 548 当社完全子会社の執行役員 5 当社完全子会社の従業員 78	当社子会社の取締役 1 当社子会社の従業員 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—	—
新株予約権の数(個)	1,998[1,525] ※1 (注)1, 3	12,401 ※2 (注)1, 3	100 ※2 (注)1, 3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	199,800[152,500] ※1 (注)1, 3	1,240,100 ※2 (注)1, 3	10,000 ※2 (注)1, 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 488 (注)2, 3	1株当たり 1,111 (注)2, 3	1株当たり 1,111 (注)2, 3
新株予約権の行使期間	2020年6月9日から 2025年5月20日まで	2027年1月31日から 2035年1月5日まで	2027年1月31日から 2035年1月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 488 資本組入額 1株当たり (注)4	発行価格 1株当たり 1,111 資本組入額 1株当たり (注)4	発行価格 1株当たり 1,111 資本組入額 1株当たり (注)4
新株予約権の行使の条件	(1) 本新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役もしくは従業員または当社連結子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。 (2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定および相続は認めない。 (3) その他権利行使の条件は、別途取締役会にて定める「新株予約権の募集要項」および当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	(1) 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。 (2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定および相続は認めない。 (3) その他権利行使の条件は、別途取締役会にて定める「新株予約権の募集要項」および当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5		

※1 当事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末尾における内容から変更はありません。

※2 提出日の前月末（2025年2月28日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の種類および数（以下、「付与株式数」という）は普通株式100株とする。ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という）の後、当社が普通株式の分割、または、普通株式の併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、当社は、株式無償割当を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社が合理的と考える範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整

し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないものとする。なお、「時価」とは、普通株式の発行または処分に係る払込期日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数を控除した数とし、当社が保有する普通株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社が合理的と考える範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、前掲の「新株予約権の目的となる株式の数」で除した額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とするものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4. に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約、新設合併契約又は株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無

償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の取得事由及び条件

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2014年1月1日 (注) 1	1,557,200	16,757,200	—	1,301,568	141,797	2,056,344

- (注) 1 2013年12月2日開催の取締役会の決議に基づき、GMOSソリューションパートナー株式会社を完全子会社とする同社との株式交換を行ったことによる増加であります。
- 2 2025年1月1日付で2024年6月25日開催の取締役会決議に基づき、GMOインターネットグループの事業を当社が継承する同社との吸収分割を行ったことにより、発行済株式総数が257,941,328株増加しております。
- 3 2025年1月1日付で2024年9月11日に開催した臨時株主総会決議に基づき、資本金の額が801,568,500円、資本準備金の額が1,806,344,836円減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2024年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の 状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	27	23	15	26	6,205	6,297	—
所有株式数 (単元)	—	738	4,887	115,742	594	83	45,490	167,534	3,800
所有株式数 の割合(%)	—	0.440	2.917	69.085	0.354	0.049	27.152	100.00	—

(注) 自己株式632,667株は、上記「個人その他」に6,326単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
GMOアドホールディングス株式会社	東京都渋谷区桜丘町26番1号	7,632,000	47.33
株式会社ネットアイアールディー	京都府京都市下京区中堂寺粟田町93 番地京都リサーチパークサイエンス センタービル4号館	2,316,000	14.36
GMOインターネットグループ株式会社	東京都渋谷区桜丘町26番1号	1,557,200	9.66
藤島満	和歌山県和歌山市	242,100	1.50
GMOアドパートナーズ従業員持株会	東京都渋谷区桜丘町26番1号	143,300	0.89
松本栄治	大阪府大阪市西成区	135,500	0.84
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	129,200	0.80
GMOアドパートナーズ役員持株会	東京都渋谷区桜丘町26番1号	117,400	0.73
鈴木智博	石川県金沢市	101,000	0.63
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式 会社	東京都千代田区大手町1丁目9番2 号	76,400	0.47
計	—	12,450,100	77.21

(注) 当社は自己株式 632,667株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 632,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,120,800	161,208	—
単元未満株式	普通株式 3,800	—	—
発行済株式総数	16,757,200	—	—
総株主の議決権	—	161,208	—

② 【自己株式等】

2024年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) GMOアドパートナーズ株 式会社	東京都渋谷区桜丘町26番 1号	632,600	—	632,600	3.78
計	—	632,600	—	632,600	3.78

(注) 当社は、単元未満株式67株を所有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社 分割に係る移転を行った取得自己 株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使による)	3,200	1,561	47,300	23,082
保有自己株式数	632,667	—	585,367	—

(注) その他(新株予約権の権利行使による)及び保有自己株式数の当期の欄には、2025年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの自己株式の処分に伴う株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、各事業年度の業績、企業体質の強化と今後の事業展開を総合的に勘案しつつ、連結ベースの配当性向50%を目標とすることを基本方針としてまいりました。

2025年12月期からは、安定的な財務基盤を維持した上で、株主に対する利益還元をさらに強化するべく、連結ベースの配当性向を65%に引き上げることといたしました。

また、配当回数につきましては、これまで当社は株主総会を決定機関として年1回の配当を行うことを基本方針としておりましたが、迅速かつ機動的な資本政策の実行を図るとともに、株主への速やかな利益還元を目的とし、基準日を毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とした四半期配当を2025年12月期より行う予定としています。

このような方針に基づき、2024年12月期の年間配当につきましては、1株当たり6円90銭としております。

(注) 基準日が当連結会計年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2025年3月19日 定時株主総会	111,259	6.90

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「すべての人にインターネット」というGMOインターネットグループ共通の理念の下、「ともにつくるう」をコーポレートアイデンティティとして掲げ、インターネット広告市場において事業活動を展開しております。

これらの理念に基づき、すべてのステークホルダーの負託に応え、当社連結グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、事業における機動性・適切なリスクテイクの尊重と、客観的・独立的な経営監督機能を両立した公平かつ透明性の高いガバナンス体制の構築を基本的な考え方としております。

近年の当社におけるコーポレート・ガバナンスについては以下の2点を重点的な取組みポイントとして強化を図ってまいりました。

a. 経営監督システムの強化

内部管理体制の構築を検討するとともに、取締役会の開催頻度の充実、各取締役間の牽制機能の強化による業務執行機能の充実を図っております。

b. アカウンタビリティの確実な遂行

開示財務情報の精度の強化を図ることを目的として、数値の精度を高めるのみならず、さまざまな財務指標や財務諸数値を投資家の方々に提供することを通じて、財務情報自体の質の強化に努めております。また、迅速な決算発表やプレスリリースに努めるとともに、これらの開示情報を積極的に株主や投資家の皆様に提供する手段として、ウェブサイトによるIR情報の提供等を強化しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2016年3月20日開催の2015年12月期定時株主総会において定款の一部変更を行い、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

また、2023年12月期より委任型執行役員制度（以下、当該制度に基づく委任型執行役員を「執行役員」といいます。）を導入することにより、取締役会における社外取締役の比率が高まり、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離が一層進むこととなり、当社のコーポレート・ガバナンス体制が強化されるものと考えております。

取締役会及び監査等委員会の構成員等は、次のとおりです。

	氏名	役職名	取締役会	監査等委員会
1	伊藤 正	代表取締役 社長執行役員※	○議長	
2	熊谷 正寿	取締役会長	○	
3	橋口 誠	代表取締役 副社長執行役員※	○	
4	安田 昌史	取締役	○	
5	岩濱 みゆき	取締役監査等委員 (社外取締役)	○	○議長
6	杉野 知包	取締役監査等委員 (社外取締役)	○	○
7	鮎川 拓弥	取締役監査等委員 (社外取締役)	○	○

(注) ※は代表取締役を、○は構成員をそれぞれ示しています。

事業計画の決定及び重要事項の決定については、全て取締役会により行われております。定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当社の役員は、監査等委員以外の取締役4名、監査等委員である取締役3名（提出日現在）で構成されております。取締役会における決定事項の検討は、オブザーバーとして参加する執行役員を含めて、十分な議論を重ねて行われており、実質的な意思決定機関として機能していると考えております。業務報告についても、各取締役並びに執行役員が毎月の業務執行状況の報告を行い、各取締役並びに執行役員の業務執行状況について取締役間で十分な協議、評価を行っております。したがって、各取締役間の監督機能は実効性のあるものとなっております。また、監査等委員である取締役のうち3名は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、取締役会並びに会議等に出席し、重要な業務執行に関する意思決定を監督いたします。

当事業年度における各取締役の出席状況は以下の通りです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数	出席率
代表取締役 社長執行役員	橋口 誠	18回	18回	100%
取締役会長	熊谷 正寿	18回	14回	77.8%
取締役 副社長執行役員	堀内 敏明	18回	18回	100%
取締役 専務執行役員	菅谷 俊彦	18回	18回	100%
取締役	安田 昌史	18回	17回	94.4%
取締役	有澤 克己	18回	18回	100%
取締役監査等委員 (社外取締役)	岩濱 みゆき	18回	18回	100%
取締役監査等委員 (社外取締役)	杉野 知包	18回	18回	100%
取締役監査等委員 (社外取締役)	熊谷 文麿	4回	4回	100%
取締役監査等委員 (社外取締役)	鮎川 拓弥	14回	14回	100%
取締役監査等委員	稲葉 幹次	18回	18回	100%

- (注) 1. 熊谷文麿氏は、2024年3月19日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
2. 鮎川拓弥氏は、2024年3月19日開催の定時取締役会において取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

(内部統制システムの整備の状況)

a. 当社連結企業集団の取締役並びに執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社並びに当社子会社から成る企業集団（以下、「当社連結企業集団」という。）では、文書管理規程及び情報セキュリティポリシーに基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的情報により電磁的に記録し、文書管理規程に定める保管場所に、文書の分類ごとと同じく同規程に定められた期間保存することにより適切な管理及び保管を行います。

当社連結企業集団の監査等委員、監査役及び内部監査室は、その権限において、文書等の閲覧及び謄写を行うことができます。

b. 当社連結企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社連結企業集団では、リスク管理規程等を制定し、各種取引から発生する損失の危険を最小限にすべく対応します。

また、当社連結企業集団では、取締役並びに執行役員等を主な構成員（監査等委員、監査役は任意出席）として、会社の取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議または決議する経営会議を設置し、当該会議体を原則毎週開催することにより、日々の取引の状況を詳細に把握し、会社に損害を及ぼす恐れのある事実の早期発見に努めます。

更に、「リスク管理委員会」を設置し、当該会議体を、原則、毎月開催することにより、当社連結企業集団に損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対処に努めます。

c. 当社連結企業集団の取締役並びに執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社連結企業集団では、各取締役並びに執行役員の担当事業部門を明確にし、各期の業績に対する経営責任を明確にするために、取締役並びに執行役員の任期を1年と定め、毎年取締役並びに執行役員一人ひとりの業績評価を厳格に行うことにより、その職務執行の効率性を向上させます。

定例の経営会議及び当社連結企業集団横断の取締役並びに執行役員による会議を原則毎週開催し、経営の重要事項の決定や職務執行状況の把握を適時に行うことにより職務の効率性を常に検証します。

d. 当社連結企業集団の取締役並びに執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社連結企業集団は、GMOインターネットグループの培ってきたマインドを「GMOインターネットグループスピリットベンチャー宣言」として共有して企業活動の原点として遂行し、また、「GMOインターネットグループ コンプライアンス要綱」の下、法令・社会倫理を遵守し、コンプライアンスの体制の確立を確保します。

経営意思決定並びに職務執行の報告の場である取締役会及び経営会議において、全ての議題に監査等委員ま

たは監査役の意見を求め、適法性の確認を行います。

「コンプライアンス研修」を開催し、また、内部通報制度の利用により、相談・通報体制を運用し、不正行為等の予防、早期発見及び自浄作用の実効性を図り、会社のコンプライアンス経営の強化に取り組みます。

「内部監査室」は、業務執行が法令・定款等に適合しているかについて定期的に監査を実施します。

e. 当社連結企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、当社連結企業集団全社の社長を含めた、当社連結企業集団横断の取締役並びに執行役員による会議を原則毎週開催し、当社連結企業集団各社の経営活動の成果等を把握し、予算統制を的確に行っています。

当社連結企業集団各社には、当社より取締役もしくは監査役を一定数派遣し、業務執行の状況について常時把握し、関係会社管理規程に定める一定の重要な意思決定事項については、あらかじめ当社取締役会または経営会議に報告することにより、連結企業集団全体としての業務の適正性を確保します。

また、当社連結企業集団に向けて、コンプライアンスについて指導を行い、不正行為等の予防、早期発見及び自浄作用の実効性を図り、連結企業集団全体としてのコンプライアンス経営の強化に取り組みます。

さらに、「内部監査室」を設置し、当社連結企業集団への業務執行、管理状況についての内部監査を行い、業務の適正を確保する体制を構築します。

なお、前記「リスク管理委員会」が、原則、四半期に1回、連結企業集団のリスク管理状況について取締役会へ報告することにより、更なる業務の適正を確保するよう努めます。

f. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在当社では、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置を行っていませんが、監査等委員会の要求に応じ職務補助のためスタッフを配置します。

g. fの使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

fの使用人を設置する場合には、その監査等委員会補助業務に関しては、監査等委員会または監査等委員の指揮命令にのみ服するものとし、取締役及び執行役員並びにその他の業務執行組織の指揮命令を受けないものとするにより、監査等委員会または監査等委員の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保します。

h. fの使用人の取締役からの独立性に関する事項

fの使用人を設置する場合には、その独立性を確保するため、スタッフの任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、事前に監査等委員会の同意を得ることとします。

i. 取締役並びに執行役員及び使用人が監査等委員会又は監査等委員に報告をするための体制

当社では、監査等委員が取締役会のもとより経営会議等重要な会議へ出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役等にその説明を求め、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握します。

当社の取締役並びに執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、法令に従い、速やかに監査等委員会に報告することとします。

また、監査等委員会は、監査等委員を通じ当社の会計監査人から会計監査並びに内部監査室から内部監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を図り連携体制を構築します。

j. 子会社の取締役並びに執行役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

当社では、子会社との間で、予め、子会社の取締役並びに執行役員、監査役、使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会もしくは監査役を介してまたは直接に、当社の取締役、監査等委員会、使用人等に報告することができる体制を整備することとします。

k. 前二号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(i) 監査等委員は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないこととします。

(ii) 監査等委員は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。

l. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

m. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に打ち合わせを設けます。

また、会計監査人並びに内部監査室とも定期的に打ち合わせを設けます。

(リスク管理体制の整備の状況)

当社は、上記「内部統制システムの整備の状況」に記載のとおり、リスク管理規程等を制定し、各種取引から発生する損失の危険を最小限にすべく対応しています。

また、当社連結企業集団では、取締役並びに執行役員を構成員（監査等委員である取締役は任意出席）として、会社の取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議又は決議する経営戦略会議を設置しており、当該会議体を原則毎週開催することにより、日々の取引の状況を詳細に把握し、会社に損害を及ぼす恐れのある事実の早期発見に努めております。

更に、前記のとおり毎月開催する「リスク管理委員会」により、当社連結企業集団に損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対処に努めております。

(子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)

当社では、上記「内部統制システムの整備の状況」に記載のとおり、当社連結企業集団全社の社長を含めた、当社連結企業集団横断の取締役並びに執行役員による会議を原則毎週開催し、当社連結企業集団各社の経営活動の成果等を把握し、予算統制を的確に行っています。

当社子会社各社には、当社より取締役もしくは監査役を一定数派遣し、業務執行の状況について常時把握し、関係会社管理規程に定める一定の重要な意思決定事項については、あらかじめ当社取締役会又は経営会議に報告することにより、連結企業集団全体としての業務の適正性を確保しています。

また、当社子会社各社にコンプライアンスについて指導を行い、不正行為等の予防、早期発見及び自浄作用の実効性を図り、連結企業集団全体としてのコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。

さらに、「内部監査室」を設置し、当社連結企業集団各社への業務執行、管理状況についての内部監査を行い、業務の適正を確保する体制を構築しています。

なお、前記「リスク管理委員会」が、原則、四半期に1回、連結企業集団全体のリスク管理状況について取締役会へ報告することにより、更なる業務の適正を確保するよう努めております。

(会社のコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組みの最近1年間における実施状況)

会社の業務遂行にかかる重要な事項については、取締役会のほかに週1回、常勤取締役、執行役員、各部門責任者により構成する経営戦略会議を開催し、個別の経営課題あるいは事業方針の協議の場を設けております。また、アカウントビリティの具体的な遂行施策として、TDNetやホームページによるIR情報の提供、決算情報や事業内容に関する説明会の開催等を行っております。従業員教育につきましては、法令遵守を目的として、適宜コンプライアンス意識に関する啓発、啓蒙を行って参りました。

また、当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条に基づき、業務運営を適正、かつ、効率的に行うことを確保するために内部統制システム構築の基本方針を決定しております。

なお、本方針は法令の改正及び社会情勢の変化等に対応するため、適宜見直しを行い、改善を図ることにより、適法、かつ、効率的な企業体制を構築することを目的としております。

(取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約の内容)

当社は、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の行為に関する損害賠償責任を法令が規定する額を限度として限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。

なお、当社は、岩濱みゆき氏、杉野知包氏及び鮎川拓弥氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく社外取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の執行役員を含めた全役員であり、保険料は原則として当社が負担しておりますが、株主代表訴訟担保特約部分の保険料については被保険者が負担しております。

(取締役の定数)

当社の監査等委員以外の取締役は11名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

(取締役の選任の決議要件)

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項)

イ. 自己の株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

ロ. 取締役の責任免除の決定機関

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

ハ. 剰余金の配当の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。当社は、事業運営にあたっては、独自の経営判断と自己責任で自主的な経営を行うことを基本方針としています。住友化学グループとの取引条件については、市場価格、総原価を勘案して每期価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。また、親子上場会社間の取引のガバナンス強化に鑑み、2020年3月に社外取締役から構成される社外役員間審議委員会を設置し、取締役会決議事項のうち、親会社グループと当社グループ間で利益相反が含まれる場合、取締役会は、当該委員会に諮問し、その審議の結果の報告を受けることと致しました。

(親子上場の合理性に関する考え方)

当社は、親子上場の子会社であることから、GMOインターネットグループ全体で効率的な資金運用を行うためにキャッシュマネジメントサービスに参加しております。この取引に代表される親子上場会社間取引のガバナンス強化を鑑み、2021年12月に社外取締役で構成される特別委員会を設置し、取締役会決議事項のうち、親会社と当社グループ間で利益相反が含まれるものに関して、取締役会より当該委員会に諮問し、その審議の結果の報告を受ける事と致しました。一般株主の保護およびグループ経営の効率化、企業価値の向上に向けた体制として、当社は現在の体制が最も適切であると考えております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率 14.29%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
代表取締役 社長執行役員	伊藤 正	(1974年3月12日生)	1997年10月	インターキュー株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)入社	1年 (注)2	18,200 (注)5
			2001年12月	グローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)OEM事業本部長		
			2004年3月	グローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)取締役ビジネスパートナーカンパニープレジデント		
			2004年9月	グローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)取締役ビジネスパートナー統括本部長		
			2006年8月	GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)取締役グループ営業推進統括本部長		
			2008年4月	GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)常務取締役グループ営業推進統括本部長		
			2009年1月	GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)常務取締役事業本部長		
			2013年3月	GMOクラウド株式会社(現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社)取締役		
			2013年3月	株式会社paperboy&co.(現GMOペパボ株式会社)取締役		
			2013年3月	GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)専務取締役グループインフラ部門統括兼事業本部長		
			2020年3月	GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)取締役副社長グループインフラ部門統括兼事業本部長		
			2020年4月	GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)取締役副社長グループインフラ部門統括兼事業統括本部長		
			2022年3月	GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)取締役グループ副社長執行役員グループインフラ部門統括事業統括本部長暗号資産マイニング事業担当		
			2023年3月	GMOインターネットグループ株式会社 取締役グループ副社長執行役員グループインフラ部門統括 本体事業統括 事業統括本部長暗号資産マイニング事業担当		
			2023年8月	GMOインターネットグループ株式会社 取締役グループ副社長執行役員グループインフラ部門統括 本体事業統括 暗号資産マイニング事業担当		
			2024年3月	GMOインターネットグループ株式会社 取締役グループ副社長執行役員グループ代表補佐グループインフラ部門統括 本体事業統括 暗号資産マイニング事業担当		
			2025年1月	当社代表取締役社長執行役員(現任)		
2025年1月	GMOインターネットグループ 取締役グループ副社長執行役員グループ代表補佐グループインフラ部門統括 暗号資産マイニング事業担当(現任)					

取締役 会長	熊谷 正寿	(1963年7月17日生)	1991年5月 1999年9月 2000年4月 2001年8月 2002年4月 2003年3月 2003年3月 2004年3月 2004年3月 2004年12月 2007年3月 2008年5月 2009年4月 2009年7月 2011年12月 2012年12月 2015年3月 2016年3月 2022年3月	株式会社ボイスメディア（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役 当社代表取締役 当社取締役 株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）代表取締役会長 GMO総合研究所株式会社（現GMOリサーチ&AI株式会社）取締役会長（現任） グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役会長兼社長 株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役会長（現任） 株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）取締役会長（現任） GMOモバイルアンドデスクトップ株式会社（現GMOメディア株式会社）取締役会長（現任） 株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）取締役会長 当社取締役会長 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役会長兼社長グループ代表 株式会社イノベックス（現GMO TECH株式会社）取締役会長（現任） 株式会社NIKKO（現GMOアドホールディングス株式会社）代表取締役社長（現任） GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長兼社長 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長（現任） 当社取締役 当社取締役会長（現任） GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO（現任）	1年 (注)2	—
-----------	-------	---------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	---

取締役 副社長執行役員	橋口 誠	(1968年10月1日生)	2000年4月	株式会社日広取締役	1年 (注)2	46,735 (注)5
			2003年4月	株式会社日広常務取締役		
			2004年4月	株式会社日広専務取締役		
			2006年9月	株式会社NIKKO (現GMOアドホールディングス株式会社) 専務取締役		
			2007年7月	株式会社NIKKO (現GMOアドホールディングス株式会社) 代表取締役社長		
			2009年8月	株式会社NIKKO (現GMO NIKKO株式会社) 代表取締役社長		
			2011年3月	当社取締役		
			2015年3月	当社代表取締役社長		
			2015年3月	GMOソリューションパートナー株式会社 (2025年1月1日に当社との合併により消滅) 取締役		
			2015年3月	GMOアドホールディングス株式会社取締役 (現任)		
			2017年5月	GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) 取締役グループ広告部門統括		
			2017年6月	JWord株式会社 (現GMOインサイト株式会社) 取締役 (現任)		
			2017年7月	GMOドリームウェブ株式会社 代表取締役社長 (現任)		
			2019年3月	GMO NIKKO株式会社 取締役会長 (現任)		
			2022年3月	GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) グループ常務執行役員・CBO(Chief Branding Officer)/グループ広告部門統括/グループブランド担当		
			2023年3月	当社代表取締役社長執行役員		
			2023年3月	GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) グループ常務執行役員・CBO/グループ広告部門統括/グループブランド・広報・ファシリティ担当		
2024年4月	GMOグローバルスタジオ株式会社 代表取締役社長 (現任)					
2024年5月	GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) グループ常務執行役員・CBO(Chief Branding Officer) グループ広告部門統括 グループブランド・広報・ファシリティ担当 グループ広報部長 (現任)					
2025年1月	当社代表取締役 副社長執行役員 (現任)					

取締役	安田 昌史	(1971年6月10日生)	2000年4月	公認会計士登録	1年 (注)2	—
			2001年9月	インターネットキュー株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)入社		
			2002年3月	グローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)経営戦略室長		
			2003年3月	グループグローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)取締役経営戦略室長		
			2005年3月	グローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)専務取締役グループ経営戦略担当兼IR担当		
			2008年5月	GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)専務取締役グループ管理部門統括		
			2013年3月	GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)専務取締役グループ代表補佐グループ管理部門統括		
			2015年3月	GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)取締役副社長グループ代表補佐グループ管理部門統括		
			2016年3月	当社取締役(現任)		
			2016年3月	GMOメディア株式会社取締役(現任)		
			2016年3月	GMOクラウド株式会社(現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社)取締役(現任)		
			2016年3月	GMOベバボ株式会社取締役		
			2016年3月	GMOリサーチ株式会社取締役(現GMOリサーチ&AI株式会社)(現任)		
			2016年3月	GMO TECH株式会社取締役(現任)		
			2016年6月	GMOクリックホールディングス株式会社(現GMOフィナンシャルホールディングス株式会社)取締役(現任)		
2016年6月	あおぞら信託銀行株式会社社外監査役(現GMOあおぞらネット銀行株式会社)					
2016年12月	GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役(現任)					
2019年6月	GMOあおぞらネット銀行株式会社 社外取締役(現任)					
2022年3月	GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)取締役 グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐/グループ管理部門統括(現任)					
取締役 監査等委員	岩濱 みゆき	(1969年8月5日生)	1992年4月	株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行)入行	2年 (注)1 (注)3 (注)4	6,344 (注)5
			2000年10月	中央青山監査法人 入所		
			2004年1月	監査法人日本橋事務所 入所		
			2004年5月	公認会計士 登録		
			2009年5月	岩濱公認会計士事務所 設立(現任)		
			2020年3月	当社取締役(監査等委員)(現任)		
2020年11月	公認情報システム監査人(CISA)登録					
取締役 監査等委員	杉野 知包	(1952年7月12日生)	1971年4月	熊本国税局 入局(大蔵事務官)	2年 (注)1 (注)3 (注)4	9,775 (注)5
			1993年7月	統括国税調査官		
			2007年7月	特別国税調査官		
			2013年8月	税理士登録		
			2018年3月	当社取締役(監査等委員)(現任)		
取締役 監査等委員	鮎川 拓弥	(1992年1月17日生)	2017年12月	第二東京弁護士会登録	2年 (注)1 (注)3 (注)4	—
			2017年12月	西村あさひ法律事務所 入所		
			2019年6月	佐藤総合法律事務所 入所(現任)		
計						81,054

- (注) 1 取締役岩濱みゆき氏、杉野知包氏及び鮎川拓弥氏は、社外取締役であります。
- 2 監査等委員以外の取締役の任期は、2024年12月期に係る定時株主総会終結のときから2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、2023年12月期に係る定時株主総会終結のときから2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 当社は、取締役岩濱みゆき氏、杉野知包氏及び鮎川拓弥氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員とし

て指定し、同取引所に届け出ております。

5 各役員の所有株式数には、当社役員持株会における本人の持分が含まれております。

② 社外役員の状況

イ. 社外取締役の機能及び役割等

当社の社外取締役は3名であります。社外取締役はそれぞれの活動を通して経営の透明性の向上や健全性の維持に貢献しており、現状の選任状況は当社の企業統治体制において有効に機能していると考えております。

当社は社外取締役について、当社外における経験及び専門的知見等を勘案のうえ、候補者を選定し、取締役会の承認を経て定時株主総会に推薦しております。

ロ. 会社と社外取締役との利害関係

社外取締役である岩濱みゆき氏、杉野知包氏及び鮎川拓弥氏は、当社との間には特別の関係はありません。

ハ. 社外取締役と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との連携等

社外取締役が参画する取締役会において内部監査結果を含めた内部統制の状況の報告及び監査等委員会監査の監査方針等の説明が行われます。また、社外取締役である監査等委員が参画する監査等委員会において監査等委員会監査の方針の決定や内部監査及び会計監査の結果等の報告が行われます。これらの連携及び関係を通して、社外取締役は随時それぞれの専門的見地から意見を述べております。

ニ. 社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、社外取締役を選任するにあたり、独立性に関する基準又は方針は特に設けておりませんが、選任にあたっては、会社法に定める社外性の要件を満たすというだけでなく、東京証券取引所の独立役員の基準等を参考にしております。また、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった、社外取締役として期待される職務を十分に遂行いただける方を選出することを基本的な考え方としております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、監査等委員4名で構成され、そのうち岩濱みゆき氏は公認会計士、杉野知包氏は税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、鮎川拓弥氏は弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員会は、監査等委員会で策定された監査方針・監査計画に従い取締役会に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し適法性を監査しております。また、各監査等委員は、内部監査責任者と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施及び監査結果について報告を受けるとともに、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善等に関して、取締役並びに執行役員・使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。さらに、監査等委員は会計監査人と定期的に会合を開き、監査計画、監査実施状況等について報告及び説明を受け、必要に応じて適宜情報交換を行うこと等により相互に連携して監査を実施し、監査の品質向上・効率化、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めております。

当事業年度に開催した監査等委員会、取締役会への出席状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	監査等委員会出席状況	取締役会出席状況
常勤監査等委員（社外）	岩濱 みゆき	14回/14回（100%）	18回/18回（100%）
監査等委員（社外）	杉野 知包	14回/14回（100%）	18回/18回（100%）
監査等委員（社外）	熊谷 文麿	4回/4回（100%）	4回/4回（100%）
監査等委員（社外）	鮎川 拓弥	10回/10回（100%）	14回/14回（100%）
監査等委員	稲葉 幹次	14回/14回（100%）	18回/18回（100%）

(注) 1. 熊谷文麿氏は、2024年3月19日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

2. 鮎川拓弥氏は、2024年3月19日開催の定時取締役会において取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

監査等委員会の主な検討事項は、監査等委員会が決定した監査方針及び監査計画に基づき、取締役会及びその他の重要な会議等への出席、各種議事録、稟議書、契約書、取引記録等の閲覧、関係者へのヒアリング等であり、当社連結子会社においては各社の規範に応じ監査役を設定しております。当社監査等委員はこれら各社監査役と緊密に連携し、監査の実効性を高めております。

常勤監査等委員の活動は、取締役会及びその他の重要な会議等への出席、重要な決裁書類等の閲覧、監査法人及び内部監査室との打ち合わせによる情報共有や監査法人からの監査の実施状況・結果報告の確認、部門の責任者に対するヒアリング等を行っております。

② 内部監査の状況

内部監査につきましては、当社は社長直轄の内部監査室(2名)を設置しております。内部監査室は、内部監査規程に基づき社内プロジェクト及び当社連結企業集団各社が、法令、定款、社内規程、並びに業界団体の定めるガイドライン等に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切なけん制が働いているかを、監査等委員会との相互協力の上、書類の閲覧及び実地調査しております。具体的には、通期の監査計画に基づいて、社内プロジェクト及び当社連結企業集団各社の各部門の業務活動を監査し、経営会議及び監査等委員会へ内部監査報告書を提出します。また内部監査室の責任者は、四半期ごとに監査等委員会において、内部監査報告を行い、問題点の確認や対策、フォローアップ状況について議論を行い、相互に情報交換を行うなど密接な連携を保つことにより、内部監査の有効性を高めています。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2022年12月期以降の3年間

c. 業務を執行した公認会計士

林 一樹
南山 智昭

d. 監査業務に係る補助者の構成当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者6名、その他18名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人として必要とされる専門性、独立性、品質管理体制等を総合的に勘案した結果、会計監査人として選定しております。

会計監査人の解任又は不再任の決定方針につきましては、監査等委員会が会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」をもとに監査法人の評価を実施しております。定期的な意見交換や監査実施状況の報告等を通じて、監査法人の専門性、独立性、品質管理体制、職務執行状況等について監査等委員会の協議に基づき評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	43,500	—	63,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	43,500	—	63,000	—

b. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

明確な方針はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

d. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に合意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(1) 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬に係る事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬総額は、株主総会から授権した承認枠内の範囲において、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額及び各取締役の報酬額を、当社及び主要な連結子会社の常勤取締役並びに執行役員で構成される経営戦略会議（以下、「経営戦略会議」）で、指名報酬委員会の意見を踏まえ決定します。

固定報酬は、毎期設定される売上高、経常利益、配当額、一人当たり利益、売上高成長率、利益成長率等の業績数値目標・配当目標や顧客継続率・従業員定着率等の定量的な目標のみならず、スピリットベンチャー宣言を基礎とする定性的な目標の達成度を多面的に評価した結果で自動的に報酬の基準が定まる仕組みとなっており、さらに、取締役毎に毎期設定する個別の目標の達成度に応じて、取締役毎の基準報酬額が20%の範囲内で増減される報酬制度となっております。仮に、当社としての業績目標が未達であった場合には、一定の報酬返上ルールが存在する一方、業績目標を達成した場合には、その成果に応じて役員賞与が追加の業績連動報酬として支給されることとしております。さらに、中長期的な業績が反映できる仕組みとして、ストックオプション制度を導入しております。

(2) 監査等委員である取締役の報酬に係る事項

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会規則の定めに基づき、監査等委員会の協議により定めるものとしております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	ストック オプション	業績連動報酬	左記のうち、非 金銭報酬等	
取締役（監査等委員 を除く。） （社外取締役を除く。）	74,455	74,455	—	—	—	2
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	—	—	—	—	—	—
社外役員	15,600	15,600	—	—	—	4
合計	90,055	90,055	—	—	—	6

(注) 上記のうち取締役（監査等委員を除く）の基本報酬には、代表取締役社長執行役員 橋口誠氏及び取締役専務執行役員 菅谷俊彦氏が2024年12月期の業績目標の未達成を受け、基本報酬2ヵ月相当分の一部を自主返納した金額を含んでおります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 役員報酬等の額等の決定の役職ごとの方針

取締役の役職に応じて、基準となる報酬額に一定の割合を乗じた金額を定めております。加えて、各役員の定量的・定性的な目標の達成度を加味し、基準となる報酬額から20%の範囲内での増減を加えて、実際の報酬額を個別に決定しております。

⑤ 役員報酬等に関する株主総会の決議があるときは、当該株主総会の決議年月日及び決議内容

(1) 取締役（監査等委員であるものを除く）

2016年3月20日開催の第17期定時株主総会の決議において、取締役11名（定款上の上限人数）について、

報酬年額総額200,000千円以内とし、決議した総額の枠内で、具体的な支給額の決定を取締役に一任することを決議しました。

2024年9月11日開催の臨時株主総会の決議において、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役について、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、年額50,000千円以内とすることを決議しました。

(2) 監査等委員である取締役

2016年3月20日開催の第17期定時株主総会での決議において、監査等委員5名（定款上の上限人数）について、報酬年額総額30,000千円以内と決議しました。

⑥ 役員報酬等の額等の決定方針の決定権限者の氏名又は名称、権限内容及び裁量範囲

(1) 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の額及びその算定方法

上記のとおり、当社株主総会の決議による報酬年額総額の範囲内において、指名報酬委員会の意見を踏まえ、経営会議において審議のうえ、決定します。

なお、提出日現在における経営会議の体制は下記のとおりです。

伊藤正（代表取締役 社長執行役員）、橋口誠（取締役 副社長執行役員）、山下浩史（副社長執行役員）、林泰生（常務執行役員）、児玉公宏（常務執行役員）、菅谷俊彦（執行役員）、岩濱みゆき（社外取締役・監査等委員）、杉野知包（社外取締役・監査等委員）、鮎川拓弥（社外取締役・監査等委員）、その他連結子会社常勤取締役並びに執行役員8名

また、指名報酬委員会の体制は以下のとおりです。

岩濱みゆき（社外取締役・監査等委員）、杉野知包（社外取締役・監査等委員）、鮎川拓弥（社外取締役・監査等委員）、伊藤正（代表取締役 社長執行役員）、橋口誠（取締役 副社長執行役員）5名

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、経営会議において原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 監査等委員である取締役の報酬等の額及びその算定方法

上記の通り、当社株主総会の決議による報酬年額総額の範囲内において、監査等委員会規則の定めに基づき、監査等委員会の協議により決定します。

⑦ 役員報酬等の額等の決定方針の決定に関与する委員会等の手続きの概要

役員報酬決定手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬決定手続きの概要

代表取締役は、上記の方針のもと、各取締役の報酬を決定し経営会議に答申を求めます。

経営会議は、指名報酬委員会の意見を踏まえ、株主総会の決議による授權枠内において代表取締役の決定事項につき審議しその内容を決することとしております。

(2) 監査等委員である取締役の報酬決定手続きの概要

上記のとおり、監査等委員会規則の定めに基づき、監査等委員会の協議により定めるものとしております。

⑧ 当事業年度の役員報酬等の額の決定過程における取締役会及び委員会等の活動内容

当事業年度における役員報酬は、次のとおり審議致しました。

- ・2024年1月20日：上記指針に基づき、当社グループ会社の取締役から、報酬一部返納がなされた旨の報告を受けました。
- ・2024年3月10日：当事業年度における取締役の業績連動報酬について報告を受け、規定に基づき計算がされていることを確認しました。
- ・2024年3月19日：当事業年度における取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬総額及びその配分方法につき、監査等委員会の意見を踏まえ、審議の上、可決しました。
- ・2024年3月19日：指名報酬委員会の設置が上程され、同委員会の設置が決議されました。

⑨ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定の方針、業績連動報酬に係る指標、指標の選択理由、業績連動報酬の額の決定方法、当事業年度の指標の目標及び実績

(1) 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬の構成の考え方

固定報酬を原則とし、その目標達成度合いに応じ、追加的に「役員賞与」を業績連動報酬として支給することとしています。

当社取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は原則として1年であり、また固定報酬は業績及び業績目標達成度等に連動した報酬制度に基づき毎年更改されております。加えて、業績目標の達成度が一定の水準を満たさない場合の報酬返上も制度化されていることから、当該報酬で企業価値の向上および業績目標達成へのインセンティブは十分に確保されているものと考えております。

(2) 監査等委員である取締役の報酬の構成の考え方

監査等委員である取締役は、経営の監督機能を担っており、その機能を適切に果たすため、固定報酬を原則として、監査等委員会の決定に基づくものとしております。

(3) 業績連動報酬に係る指標、業績連動報酬の額の決定方法、当事業年度の指標の目標及び実績等

業績連動報酬は、一定の業績目標を達成した場合には、その成果に応じて役員賞与が追加の報酬として支給され、主に、当社連結グループにおける営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益等の業績目標を指標としております。当事業年度の目標及び実績は以下の通りです。

連結経営指標	2024年12月期 業績目標 (百万円)	2024年12月期 実績 (百万円)
営業利益	400	139
経常利益	400	151
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失(△)	220	△4

業績及び業績目標達成度等に連動した報酬制度に基づき決定することで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付けを図っており、また業績目標の達成の成否を指標とすることで、恣意性を排除し、報酬制度の適正性を担保しております。

⑩ 報酬等を与える時期または条件の決定方針

固定報酬に関しては固定金銭報酬として毎月支給をしており、業績連動報酬である役員賞与に関しては、一定の業績目標が達成されることを条件に年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に年1回支給することとしております。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を得ることを目的とする株式を純投資目的である投資株式として区分し、それ以外の株式を保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）として区分しております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引関係の維持・強化、業務提携及び資本提携を目的に、必要最小限度の政策保有株式を保有しております。政策保有株式については、保有目的の妥当性、保有に伴うリターンとリスクの経済合理性等を総合的に検証した上で、毎年定期的に保有の可否を見直し、保有の必要性が低いと判断した株式については、縮減を実施しております。これらの取り組みについては、原則的に経営会議で報告することとし、重要性の高いものについては取締役会で報告しております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	5	28,966
非上場株式以外の株式	1	162,324

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
GMOペパボ(株)	108,000	108,000	主として継続的なメディア開発の強化とノウハウ共有を目的として継続保有しております。	無
	162,324	126,252		

みなし保有株式

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、各種研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,185,083	4,024,538
受取手形及び売掛金	※1 3,620,721	※1 3,521,786
関係会社預け金	860,000	900,000
その他	456,765	248,494
貸倒引当金	△37,832	△34,694
流動資産合計	9,084,737	8,660,124
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	233,507	216,589
工具、器具及び備品（純額）	55,372	49,895
その他	—	4,400
有形固定資産合計	※2 288,879	※2 270,885
無形固定資産		
のれん	25,666	16,866
ソフトウェア	254,300	190,941
その他	50,888	2,991
無形固定資産合計	330,855	210,800
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 629,864	※3 673,485
繰延税金資産	128,031	161,899
その他	409,844	404,353
貸倒引当金	△24,507	△25,302
投資その他の資産合計	1,143,231	1,214,436
固定資産合計	1,762,967	1,696,121
資産合計	10,847,704	10,356,245

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,690,616	3,314,740
未払金	324,559	343,081
未払法人税等	24,502	154,680
未払消費税等	46,590	124,541
賞与引当金	93,088	85,155
役員賞与引当金	5,298	6,566
ポイント引当金	44,942	43,899
その他	※4 930,569	※4 696,191
流動負債合計	5,160,169	4,768,858
固定負債		
繰延税金負債	12,469	8,850
資産除去債務	148,682	145,198
その他	284,344	186,644
固定負債合計	445,496	340,694
負債合計	5,605,665	5,109,552
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,301,568	1,301,568
資本剰余金	2,149,494	2,150,246
利益剰余金	1,903,986	1,878,182
自己株式	△252,278	△251,008
株主資本合計	5,102,770	5,078,989
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	71,916	97,421
その他の包括利益累計額合計	71,916	97,421
新株予約権	31,863	26,109
非支配株主持分	35,488	44,173
純資産合計	5,242,038	5,246,693
負債純資産合計	10,847,704	10,356,245

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上高	※1 14,903,840	※1 12,997,730
売上原価	8,573,662	7,023,446
売上総利益	6,330,177	5,974,283
販売費及び一般管理費	※2 6,355,663	※2 5,834,440
営業利益又は営業損失(△)	△25,485	139,843
営業外収益		
受取利息	4,499	6,151
受取配当金	5,685	341
為替差益	54,608	526
補助金収入	8,742	8,613
投資事業組合運用益	109,049	—
持分法による投資利益	—	2,859
その他	24,630	19,062
営業外収益合計	207,216	37,554
営業外費用		
投資事業組合運用損	—	24,373
持分法による投資損失	1,290	—
その他	152	1,102
営業外費用合計	1,443	25,476
経常利益	180,288	151,921
特別利益		
新株予約権戻入益	1,452	5,293
特別利益合計	1,452	5,293
特別損失		
減損損失	—	※3 8,965
投資有価証券評価損	—	34,977
特別損失合計	—	43,942
税金等調整前当期純利益	181,740	113,272
法人税、住民税及び事業税	42,616	154,782
法人税等調整額	93,125	△48,743
法人税等合計	135,742	106,038
当期純利益	45,998	7,233
非支配株主に帰属する当期純利益	5,654	12,078
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	40,343	△4,845

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純利益	45,998	7,233
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△59,225	25,504
その他の包括利益合計	※1 △59,225	※1 25,504
包括利益	△13,227	32,737
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△18,881	20,659
非支配株主に係る包括利益	5,654	12,078

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,301,568	2,148,803	2,064,267	△280,566	5,234,073
当期変動額					
剰余金の配当			△200,625		△200,625
親会社株主に帰属する当期純利益			40,343		40,343
自己株式の処分		690		28,288	28,978
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	690	△160,281	28,288	△131,302
当期末残高	1,301,568	2,149,494	1,903,986	△252,278	5,102,770

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	131,142	131,142	33,954	35,205	5,434,375
当期変動額					
剰余金の配当					△200,625
親会社株主に帰属する当期純利益					40,343
自己株式の処分					28,978
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△59,225	△59,225	△2,090	282	△61,033
当期変動額合計	△59,225	△59,225	△2,090	282	△192,336
当期末残高	71,916	71,916	31,863	35,488	5,242,038

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	1,301,568	2,149,494	1,903,986	△252,278	5,102,770
当期変動額					
剰余金の配当			△20,958		△20,958
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△4,845		△4,845
自己株式の処分		752		1,269	2,022
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	752	△25,803	1,269	△23,781
当期末残高	1,301,568	2,150,246	1,878,182	△251,008	5,078,989

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券評価 差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	71,916	71,916	31,863	35,488	5,242,038
当期変動額					
剰余金の配当					△20,958
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△4,845
自己株式の処分					2,022
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	25,504	25,504	△5,754	8,685	28,435
当期変動額合計	25,504	25,504	△5,754	8,685	4,654
当期末残高	97,421	97,421	26,109	44,173	5,246,693

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	181,740	113,272
減価償却費	143,217	151,869
減損損失	—	8,965
のれん償却額	8,800	8,800
新株予約権戻入益	△1,452	△5,293
投資事業組合運用損益 (△は益)	△109,049	24,373
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	34,977
持分法による投資損益 (△は益)	1,290	△2,859
受取利息及び受取配当金	△10,185	△6,493
補助金収入	△8,742	△8,613
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,189	△2,343
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△55,580	△7,932
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△37,647	1,268
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△6,408	△1,042
売上債権の増減額 (△は増加)	390,204	△19,267
仕入債務の増減額 (△は減少)	△608,115	△376,521
未払又は未収消費税等の増減額	△101,840	83,965
預り保証金の増減額 (△は減少)	13,384	△97,700
その他	△348,246	△110,637
小計	△547,441	△211,213
利息及び配当金の受取額	9,990	6,496
補助金の受取額	8,742	8,613
法人税等の還付額	21,700	226,571
法人税等の支払額	△405,463	△23,796
営業活動によるキャッシュ・フロー	△912,471	6,671

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△21,350	△9,449
無形固定資産の取得による支出	△127,672	△31,257
投資有価証券の取得による支出	△66,300	△90,000
投資事業組合からの分配による収入	143,999	23,789
関係会社預け金の預入による支出	△860,000	△900,000
関係会社預け金の払戻による収入	860,000	860,000
その他	2,957	2,524
投資活動によるキャッシュ・フロー	△68,365	△144,393
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△200,063	△20,991
非支配株主への配当金の支払額	△5,371	△3,393
新株予約権の行使による収入	28,340	1,561
財務活動によるキャッシュ・フロー	△177,094	△22,822
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,157,931	△160,544
現金及び現金同等物の期首残高	5,343,014	4,185,083
現金及び現金同等物の期末残高	※1 4,185,083	※1 4,024,538

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

主要な連結子会社名

GMO NIKKO株式会社

GMOソリューションパートナー株式会社

GMOインサイト株式会社

(注) 1. GMO NIKKO株式会社とGMOアドマーケティング株式会社は2024年1月1日付でGMO NIKKO株式会社を存続会社、GMOアドマーケティング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

2. 当社は、2024年11月18日付吸収合併契約に基づき、2025年1月1日をもって当社子会社であるGMOソリューションパートナー株式会社を吸収合併しました。

(2) 主要な非連結子会社名

株式会社サイトワン

ゼロイチ株式会社

その他5社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社7社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

会社の名称 GMOドリームウェーブ株式会社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

株式会社サイトワン

ゼロイチ株式会社

その他5社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～22年

工具、器具及び備品 4～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年以内）による定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ ポイント引当金

当社グループが運営するポイントサイト会員に付与したポイントの利用に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、履行義務の対価は、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

i. インターネット広告事業

インターネット広告事業の主な収益は、顧客である広告主との契約に基づくインターネット広告取次業務であり、広告主が期待する広告効果を提供しうる広告媒体を継続して手配し、配信状況についての管理・運用をすることが履行義務となるため、当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるものであり、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

ii. インターネットメディア事業

インターネットメディア事業の主な収益は、自社で運営するメディアに、広告配信業者を經由して顧客の広告を配信し、ユーザーがその広告をクリックするなどして広告種別により定められた契約条件が成立した時点で履行義務が充足されるものであり、同時点で収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社および一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度に連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	128,031	161,899

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたり、将来減算（加算）一時差異等の解消スケジュールをもとに収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき、回収が見込まれる繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、市場動向やこれに基づく事業成長率等の仮定を含め、経営者により承認された将来の事業計画に基づいて保守的に算定しており、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としております。見積りに用いた仮定は合理的であり、当連結会計年度末の繰延税金資産の残高は妥当であると判断しております。

ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、市場環境や競合他社の状況により、将来の課税所得の変動の影響を受けて、繰延税金資産の金額が減少し、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等（以下「企業会計基準第28号等」）が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等（子会社株式又は関連会社株式）の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減

償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(連結貸借対照表関係)

※1 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
売掛金	3,588,714	3,493,718
電子記録債権	32,006	28,067

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
有形固定資産減価償却累計額	306,466千円	295,232千円

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
投資有価証券(株式)	10,547千円	10,547千円

※4 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
契約負債	172,287千円	131,056千円

5 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額の総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	2,000,000千円	2,000,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高は全て顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に該当するものではありません。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
給料及び手当	2,517,944千円	2,224,337千円
役員賞与引当金繰入額	5,298	6,566
賞与引当金繰入額	80,551	87,894

※3 減損損失

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都渋谷区	事業用資産	ソフトウェア	8,965

当社グループは減損会計の適用にあたり、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

「インターネット広告事業」セグメントにおいて、一部サービスの収益性低下により当初想定していた収益が見込めなくなったため、減損損失を認識いたしました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものについては、回収可能価額を零として評価しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「棚卸資産」は、金額的重要性が減少したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「棚卸資産」1,149千円、「その他」455,616千円は、「その他」456,765千円として組み替えております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△85,364千円	36,760千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	△85,364	36,760
税効果額	26,138	△11,256
その他有価証券評価差額金	△59,225	25,504
その他の包括利益合計	△59,225千円	25,504千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	16,757,200	—	—	16,757,200

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	707,167	—	71,300	635,867

(変動事由の概要)

行使価額修正条項付新株予約権の権利行使による減少 71,300株

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第6回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	26,109
合計			—	—	—	—	26,109

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月23日 定時株主総会	普通株式	200,625	12.50	2022年12月31日	2023年3月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月19日 定時株主総会	普通株式	20,957	利益剰余金	1.30	2023年12月31日	2024年3月22日

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	16,757,200	—	—	16,757,200

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	635,867	—	3,200	632,667

(変動事由の概要)

第6回新株予約権の権利行使による減少 3,200株

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第6回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	26,109
合計			—	—	—	—	26,109

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月19日 定時株主総会	普通株式	20,957	1.30	2023年12月31日	2024年3月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月21日 定時株主総会	普通株式	111,259	利益剰余金	6.90	2024年12月31日	2025年3月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金勘定	4,185,083千円	4,024,538千円
関係会社預け金	860,000	900,000
預入期間が3か月を超える関係会社預け金	△860,000	△900,000
現金及び現金同等物	4,185,083千円	4,024,538千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
1年内	10,055	8,036
1年超	9,063	7,543
合計	19,119	15,580

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については銀行借入による方針です。なお、親会社であるGMOインターネットグループ株式会社のキャッシュマネジメントサービス(CMS)取引に参加しており、必要な資金を適宜調達する事が可能となっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客等の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、信用調査資料等により取引先の信用力を評価し、取引条件を都度設定しております。

関係会社預け金は、銀行預金と同じ取扱いであり、払出しは容易であることから、リスクは無いと判断しております。

投資有価証券及び出資金は、主に業務上の関係を有する株式及び投資事業有限責任組合出資金等であり、発行体の信用リスク又は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従って取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、35.0%が大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注) 2. 参照)。

前連結会計年度(2023年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	126,252	126,252	—

(注) 1 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「関係会社預け金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2 市場価格のない株式の出資持分の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	111,113

(注) 3 「投資有価証券(投資事業組合等への出資金)」については、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上しております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針 第31号2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象に含めておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
投資事業組合等への出資金	392,499

当連結会計年度(2024年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	162,324	162,324	—

(注) 1 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「関係会社預け金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2 市場価格のない株式の出資持分の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	105,681

(注) 3 「投資有価証券(投資事業組合等への出資金)」については、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上しております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針 第31号2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象に含めておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
投資事業組合等への出資金	405,480

(注) 4 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,185,083	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,620,721	—	—	—
関係会社預け金	860,000	—	—	—
合計	8,665,804	—	—	—

当連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,024,538	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,521,786	—	—	—
関係会社預け金	900,000	—	—	—
合計	8,446,324	—	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 前連結会計年度(2023年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	126,252	—	—	126,252

当連結会計年度(2024年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	162,324	—	—	162,324

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2023年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	126,252	61,547	64,704
	小計	126,252	61,547	64,704
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		126,252	61,547	64,704

当連結会計年度(2024年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	162,324	61,547	100,776
	小計	162,324	61,547	100,776
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		162,324	61,547	100,776

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当連結会計年度において、有価証券について34,977千円(その他有価証券の非上場株式)減損処理を行っております。なお、非上場株式の減損処理にあたっては、発行会社の財政状態等を勘案して実質価額の回復可能性を検討し、回復可能性がないと判断されるものについては実質価額まで減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
新株予約権戻入益	1,452千円	5,293千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第6回 ストック・オプション
決議年月日	2018年5月21日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 7名 当社従業員 14名 当社子会社の取締役 9名 当社子会社の従業員 94名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 469,200株
付与日	2018年6月8日
権利確定条件	権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年6月9日から 2025年5月20日まで

(注) スtock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第6回 ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	241,000
権利確定	—
権利行使	3,200
失効	38,000
未行使残	199,800

(注) 権利行使期間の前日を権利確定日とみなしております。

② 単価情報

	第6回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	488
行使時平均株価(円)	747
公正な評価単価(付与日)(円)(注)	ア：116 イ：136 ウ：144

(注) 第6回ストック・オプションについては段階的行使条件が設定されていることから、当該条件に合わせて予想残存期間の異なる3種類の公正な評価単価を記載しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金(注)	219,373千円	167,410千円
減価償却超過額	89,974	84,801
資産除去債務	46,211	53,774
貸倒引当金繰入超過額	58,294	23,647
賞与引当金繰入超過額	31,845	29,126
未払事業税	5,826	18,493
投資有価証券評価損	78,797	94,275
未払金否認額	5,346	6,258
未払費用	23,289	—
未払事業所税	3,409	3,451
企業再編に関する費用	—	72,243
ポイント引当金	15,550	15,189
その他	12,099	18,649
繰延税金資産小計	590,016千円	587,321千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△195,261	△159,604
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△195,777	△192,397
評価性引当額小計	△391,038	△352,001
繰延税金資産合計	198,978千円	235,320千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△31,740	△43,685
資産除去債務に対応する除去費用	△33,509	△31,138
負債調整勘定	△11,332	△7,447
その他	△6,833	—
繰延税金負債合計	△83,416千円	△82,270千円
繰延税金資産の純額	115,561千円	153,049千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2023年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	8,917	16,582	49,250	15,467	13,597	115,558	219,373千円
評価性引当額	△8,917	△16,582	△42,113	△15,467	△13,597	△98,583	△195,261 "
繰延税金資産	—	—	7,136	—	—	16,974	(b)24,111 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金219,373千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産24,111千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	16,582	42,113	15,467	13,597	13,700	65,948	167,410千円
評価性引当額	△16,582	△42,113	△15,467	△13,597	△13,700	△58,142	△159,604 "
繰延税金資産	—	—	—	—	—	7,806	(b)7,806 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金167,410千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産7,806千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.8	16.5
住民税均等割	5.8	7.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2	0.0
連結子会社との税率差異	6.1	23.2
評価性引当額の増減額	23.8	17.4
役員賞与引当金	0.9	1.8
税額控除	△2.2	△2.8
新株予約権戻入益	△0.2	△1.4
その他	△0.6	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	74.7%	93.6%

(表示方法の変更)

前連結会計年度の注記において、「その他」に含めていた「新株予約権戻入益」は重要性が増したため、独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の注記において、「その他」で表示していた△0.8%は、「新株予約権戻入益」△0.2%、「その他」△0.6%として組替えております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

連結子会社間の合併

当社の連結子会社であるGMO NIKKO株式会社とGMOアドマーケティング株式会社は、2023年11月6日開催の当社及び各社取締役会において2024年1月1日を効力発生日として、GMO NIKKO株式会社を吸収合併存続会社とし、GMOアドマーケティング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併をいたしました。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	GMO NIKKO株式会社
事業の内容	総合マーケティング支援事業
被結合企業の名称	GMOアドマーケティング株式会社
事業の内容	アドテクノロジー事業

②企業結合日

2024年1月1日

③企業結合の法的形式

GMO NIKKO株式会社を存続会社、GMOアドマーケティング株式会社を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

GMO NIKKO株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

アドテクノロジー事業に強みを持つGMOアドマーケティング株式会社の商品開発能力を、インターネット広告事業を主力とするGMO NIKKOの営業活動に活かし、既存サービスの拡充・新規サービスの開発を推進してまいります。

(2) 合併により取得の対価として交付した株式の種類別の割当比率及びその算定方法並びに交付する株式数
当社の完全子会社間の合併であるため、本合併に係る新株式の交付及び金銭その他の財産の交付はありません。

(3) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社建物等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15～22年と見積り、割引率は0.222～1.002%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
期首残高	148,184千円	148,682千円
時の経過による調整額	497	456
資産除去債務の履行による増減額	—	△3,939
期末残高	148,682千円	145,198千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期末残高は、「注記事項（連結貸借対照表関係）※4 その他のうち、契約負債の金額」に記載のとおりです。なお、当連結会計年度に認識された収益の金額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は205,554千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(1) 契約負債の残高等

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	172,287
契約負債（期末残高）	131,056

顧客との契約から生じた契約負債の期末残高は、「注記事項（連結貸借対照表関係）※4 その他のうち、契約負債の金額」に記載のとおりです。なお、当連結会計年度に認識された収益の金額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は172,287千円です。

なお、当連結会計年度において契約資産の発生はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「インターネット広告事業」は主に、インターネット広告代理事業、WEBマーケティング事業が属しております。
「インターネットメディア事業」は主に、アドテクノロジー商品の開発と運営、メディア・コンテンツの開発と運営などを手掛ける事業が属しております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

インターネット広告市場の変化に機動的に対応し、当社連結グループ会社間における連携を強化する事を目的として組織再編を行なったことに伴い、再編後の組織体制や事業内容を鑑みた結果、当連結会計年度より、従来の「エージェンシー事業」および「メディア・アドテク事業」から、「インターネット広告事業」および「インターネットメディア事業」に変更しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後のセグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている報告セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表の作成方法と概ね同一であります。報告セグメント間の取引価格及び振替価格の決定方法については、市場価格に基づいております。

なお、当社グループにおいては、資産を各事業セグメントに配分しておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	インターネット 広告事業	インターネット メディア事業	計		
売上高					
自社企画サービス	11,339,432	1,160,889	12,500,321	—	12,500,321
代理提供サービス	2,403,519	—	2,403,519	—	2,403,519
顧客との契約から生じる 収益	13,742,951	1,160,889	14,903,840	—	14,903,840
外部顧客への売上高	13,742,951	1,160,889	14,903,840	—	14,903,840
セグメント間の内部売上 高又は振替高	2,475	13,500	15,976	△15,976	—
計	13,745,427	1,174,389	14,919,817	△15,976	14,903,840
セグメント利益	565,588	217,691	783,279	△808,764	△25,485
その他の項目					
減価償却費	96,307	8,695	105,003	—	105,003

(注) 1. セグメント利益の調整額△808,764千円は、報告セグメントに属さない持株会社運営に係る費用であります。

2. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益との調整を行っております。

3. セグメント資産及び負債の金額は、事業セグメントに配分していないため、開示しておりません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	インターネット 広告事業	インターネット メディア事業	計		
売上高					
自社企画サービス	9,496,154	1,430,336	10,926,491	—	10,926,491
代理提供サービス	2,071,238	—	2,071,238	—	2,071,238
顧客との契約から生じる 収益	11,567,393	1,430,336	12,997,730	—	12,997,730
外部顧客への売上高	11,567,393	1,430,336	12,997,730	—	12,997,730
セグメント間の内部売上 高又は振替高	3,534	8,356	11,891	△11,891	—
計	11,570,928	1,438,693	13,009,621	△11,891	12,997,730
セグメント利益	1,068,742	151,236	1,219,979	△1,080,136	139,843
その他の項目					
減価償却費	98,272	16,174	114,447	—	114,447

- (注) 1. セグメント利益の調整額△1,080,136千円は、報告セグメントに属さない持株会社運営に係る費用であります。
 2. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益との調整を行っております。
 3. セグメント資産及び負債の金額は、事業セグメントに配分していないため、開示しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
GMOインターネットグループ株式会社	1,875,256	インターネット広告事業

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
LINEヤフー株式会社	2,227,410	インターネット広告事業及び インターネットメディア事業
株式会社エポスカード	1,404,992	インターネット広告事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	インターネット 広告事業	インターネット メディア事業	
減損損失	8,965	—	8,965

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	インターネット 広告事業	インターネット メディア事業	
当期償却額	8,800	—	8,800
当期末残高	25,666	—	25,666

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	インターネット 広告事業	インターネット メディア事業	
当期償却額	8,800	—	8,800
当期末残高	16,866	—	16,866

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	GMOインター ネットグル ープ株式会 社	東京都 渋谷区	5,000,000	インター ネット総 合事業	(被所有) 直接 9.66 間接 47.35	当社への広告の 出稿及び媒体の 提供 役員の兼任5名	賃料および施 設利用料等の 支払	763,791	未払金	24,625
							事務所建物の 賃借	—	敷金	208,171

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

①賃料および施設利用料等の支払については、同社における一括負担分のうち、当社および当社連結グループ
使用分の実費相当額となっております。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	GMOインター ネットグル ープ株式会 社	東京都 渋谷区	5,000,000	インター ネット総 合事業	(被所有) 直接 9.66 間接 47.34	当社への広告の 出稿及び媒体の 提供 役員の兼任5名	賃料および施 設利用料等の 支払	363,869	未払金	27,771
							事務所建物の 賃借	—	敷金	208,171

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

①賃料および施設利用料等の支払については、同社における一括負担分のうち、当社および当社連結グループ
使用分の実費相当額となっております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	GMOインターネットグループ株式会社	東京都 渋谷区	5,000,000	インター ネット 総 合事業	(被所有) 直接 9.66 間接 47.35	当社への広告 の出稿及び媒 体の提供 役員の兼任5 名	預け金の払 戻	860,000	関係会社預 け金	—
							金銭の預入	860,000	関係会社預 け金	860,000
							受取利息	4,038	—	—
							広告収入	1,875,256	売掛金	317,023

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- ① 金銭の預入については、市場金利等を勘案しており、利率を合理的に決定しております。
- ② 金銭の預入の取引金額については、前期末残との純増減額を記載しております。
- ③ 一般取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	GMOインターネットグループ株式会社	東京都 渋谷区	5,000,000	インター ネット 総 合事業	(被所有) 直接 9.66 間接 47.34	当社への広告 の出稿及び媒 体の提供 役員の兼任5 名	預け金の払 戻	860,000	関係会社預 け金	—
							金銭の預入	900,000	関係会社預 け金	900,000
							受取利息	4,776	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- ① 金銭の預入については、市場金利等を勘案しており、利率を合理的に決定しております。
- ② 金銭の預入の取引金額については、前期末残との純増減額を記載しております。
- ③ 一般取引条件と同様に決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

GMOインターネットグループ(株)(東証プライムに上場)

GMOアドホールディングス(株)(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
1株当たり純資産額	320円98銭	1株当たり純資産額	321円02銭
1株当たり当期純利益	2円50銭	1株当たり当期純損失(△)	△0円30銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	2円50銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	—

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失(△)(千円)	40,343	△4,845
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属 する当期純利益又は普通株式に係 る親会社株主に帰属する当期純損 失(△)(千円)	40,343	△4,845
普通株式の期中平均株式数(株)	16,112,542	16,122,933
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	3,246	—
(うち新株予約権(株))	3,246	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

(重要な経営統合に関する吸収分割の実施)

2024年6月25日開催の当社取締役会において、GMOインターネットグループ株式会社（以下、「GMO-IG（株）」といいます。）を中核とした企業グループ（以下、「GMOインターネットグループ」といいます。）のインターネットインフラ事業の更なる成長を企図して、当社の親会社であるGMO-IG（株）のインターネットインフラ事業（ドメイン事業、クラウド・ホスティング事業、アクセス事業）及びインターネット広告・メディア事業（以下、総称して「対象事業」といいます。）を、当社が承継すること（以下、「本吸収分割」といいます。）について、以下のとおり決議いたしました。

具体的には、対象事業を吸収分割によりGMO-IG（株）から当社に承継させる旨の吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）を締結し、2025年1月1日付で本吸収分割を実施いたしました。

なお、当社は本吸収分割により当社普通株式を新たに発行いたしました。これに伴い、当社の発行済株式数が増加し、現在の発行可能株式総数を上回ることとなるため、本吸収分割を実施するためには、当社の発行可能株式総数を増加させる必要がありました。したがって、当社は、定款第6条に定める発行可能株式総数を60,800,000株から555,000,000株へ増加させる定款変更を行っております。

また、2024年9月11日開催の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）において、定款の一部変更が承認され、商号をGMOインターネット株式会社へ変更いたしました。

1. 本吸収分割の目的

(1) 当社を取り巻く事業環境

GMOインターネットグループは、「すべての人にインターネット」をコーポレートキャッチに掲げ、1995年にGMO-IG（株）が開始したインターネットインフラ事業を中核として、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、暗号資産事業を展開しており、当社連結企業集団（当社及び連結子会社4社等で構成する企業集団）は、GMOインターネットグループのインターネット広告・メディアセグメントを構成しており、総合ネットメディア・広告事業として、WEBマーケティング、WEBメディア、アドテクノロジー等のインターネットサービスを提供しております。

当社が属するインターネット広告市場においては、広告の形態が多様化し続けており、運用型広告だけでなく、動画広告の利用拡大や、AI及びテクノロジーの更なる活用が期待されるなど、日々劇的に変化しております。

このような事業環境の変化を踏まえ、当社とGMO-IG（株）は今後の事業展開、組織体制につき、慎重に協議を進めてまいりました。GMOインターネットグループが目指す「100年単位で成長する企業グループ」を実現し、当社連結企業集団がインターネット広告市場に及ぼす影響力を高め、業界をリードするプロ集団を目指すためには、本吸収分割を実施することでGMOインターネットグループとしての連携をより強化し、事業環境の変化に対応したスピード感のある事業展開及び更なる企業価値の向上を目指すことが必要であると考えております。

さらに、広告業界全体においては、新規参入企業の増加に加えて、大手企業の資本力を活用した事業展開を背景に、引き続き競争の激化が見込まれます。GMOインターネットグループとしての連携を強化することで、AIや新たなテクノロジーを活用した新商品の開発など、インターネット広告市場にとどまらない、新たな市場機会の創出を目指してまいります。

なお、下記「2. 本吸収分割の要旨」の「(3) 本吸収分割に係る割当ての内容」に記載のとおり、本吸収分割は当社普通株式を対価としております。当社のキャッシュフローの健全性の確保の観点からも、本吸収分割の実施は当社の企業価値の向上に資するものと考えております。

(2) 本吸収分割の目的

GMOインターネットグループにおいて、GMO-IG（株）の対象事業と、当社の事業が本吸収分割により統合いたしました。

当社及びGMO-IG（株）の持続的成長、企業価値の最大化を目指し、GMOインターネットグループが目指す「100年単位で成長する企業グループ」の実現のためには、対象事業の有するドメイン、クラウド・ホスティング、アクセスなどインターネットインフラ事業のNo.1商材群及びその運営ノウハウと、当社の有するインターネット広告・メディア事業の実績及びクリエイティブ、アドテクノロジー領域でのノウハウをかけあわせ、双方の強みを最大限に活かした事業展開を行うことが不可欠であると考えております。

また、本吸収分割と併せて、当社の商号を「GMOアドパートナーズ株式会社」から「GMOインターネット株式会社」へと変更することで、国内で幅広く認知されている「GMOインターネット」のブランドを活用してまいります。

具体的には、GMO-IG（株）と当社の顧客基盤を相互活用することで、両社の製品及びサービスのリーチの大幅な拡大が見込まれるほか、当社のインターネット広告・メディア事業におけるノウハウをGMO-IG（株）のマーケティング活動に適用することで、販売効率、顧客満足度の向上や経営資源の効率化を図ることが可能となります。また、GMO-IG（株）のストック商材の運営ノウハウを当社事業に適用することで、当社のストック商材の開発の加速、競争力の向上も期待できると考えております。

2. 本吸収分割の要旨

(1) 本吸収分割の日程

本吸収分割契約の承認に係る取締役会決議日	2024年6月25日
本吸収分割契約締結日	2024年6月25日
臨時株主総会基準日公告日	2024年6月25日
臨時株主総会基準日	2024年7月10日
本吸収分割契約の承認本吸収分割に係る臨時株主総会決議日	2024年9月11日
本吸収分割効力発生日	2025年1月1日

(2) 本吸収分割の方式

GMO-IG（株）を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割により、GMO-IG（株）が営む対象事業を当社に承継いたしました。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容

当社は、対象事業の対価として当社普通株式257,941,328株を割当交付いたしました。

3. 本吸収分割の当事者の概要

	吸収分割会社	吸収分割承継会社
(1) 名称	GMOインターネットグループ株式会社	GMOアドパートナーズ株式会社
(2) 所在地	東京都渋谷区桜丘町26番1号	東京都渋谷区桜丘町26番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO 熊谷正寿	代表取締役社長執行役員 橋口誠
(4) 事業内容	インターネットインフラ事業 インターネット広告・メディア事業 インターネット金融事業 暗号資産事業 インキュベーション事業	総合ネットメディア・広告事業
(5) 資本金	5,000百万円	1,301百万円

4. 承継する事業の概要

承継する部門の事業内容

GMO-IG（株）が営むインターネットインフラ事業（ドメイン事業、クラウド・ホスティング事業、アクセス事業）及びインターネット広告・メディア事業

5. 承継する事業の資産・負債の項目及び金額

現時点では詳細を精査中であり、確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本吸収分割は、企業結合会計基準における共通支配下の取引に該当し、のれん（又は負ののれん）は発生しない見込みです。

(資本金及び資本準備金の減少)

当社は、2024年9月11日開催の当社臨時株主総会において、資本金及び資本準備金の減少について承認決議し、2025年1月1日付で実施しております。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

2024年6月25日開催の当社取締役会において、GMOインターネットグループ株式会社（以下、「GMO-IG（株）」といいます。）を中核とした企業グループ（以下、「GMOインターネットグループ」といいます。）のインターネットインフラ事業の更なる成長を企図して、当社の親会社であるGMO-IG（株）のインターネットインフラ事業（ドメイン事業、クラウド・ホスティング事業、アクセス事業）及びインターネット広告・メディア事業（以下、総称して「対象事業」といいます。）を、当社が承継すること（以下、「本吸収分割」といいます。）について決議し、2025年1月1日付で本吸収分割を実施いたしました。

本吸収分割に伴う発行済株式数の増加及び事業規模の拡大等に備え、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、本吸収分割の効力が発生することを条件として、資本金の額及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）を行うものであります。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

①減少すべき資本金及び資本準備金の額

資本金の額1,301,568,500円を801,568,500円減少して、500,000,000円に、資本準備金の2,056,344,836円を1,806,344,836円減少して、250,000,000円といたします。

②資本金及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金及び資本準備金の減少の効力発生日

取締役会決議日	2024年6月25日（火）
本臨時株主総会開催日	2024年9月11日（水）
債権者異議申述公告日	2024年11月18日（月）
債権者異議申述最終期日	2024年12月18日（水）
効力発生日	2025年1月1日（水）

(4) その他の重要な事項

本減資等は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2024年11月18日開催の取締役会において2025年1月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるGMOソリューションパートナー株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を決議し、同日付で合併契約の締結をしました。この契約に基づき、当社は2025年1月1日付で吸収合併をしております。

(1) 企業結合の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称	GMOソリューションパートナー株式会社
事業の内容	WEBサイト集客支援事業

②企業結合日

2025年1月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、GMOソリューションパートナー株式会社を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

GMOインターネット株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社が本年6月25日に発表いたしました「GMOインターネットグループのインターネットインフラ事業の再編に係るGMOインターネットグループ株式会社との吸収分割契約締結に関するお知らせ」に記載の吸収分割契約に伴う組織統合の一環とした再編であります。GMOソリューションパートナー株式会社は主にWEBサイト集客支援事業を行っております。また、吸収分割の対象となるGMOインターネットグループ株式会社の事業において、同様の事業を行っております。こうしたなか、経営資源の集約・効率的な事業運営を図るため、当社の完全子会社であるGMOソリューションパートナー株式会社を吸収合併することといたしました。

(2) 合併により取得の対価として交付した株式の種類別の割当比率及びその算定方法並びに交付する株式数
本合併は、当社の完全子会社との吸収合併であるため、株式その他の金銭等の割当は行いません。

(3) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

(第8回新株予約権の発行)

当社は、2025年1月6日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、2025年1月31日に新株予約権を付与いたしました。

1. 新株予約権の数

12,744個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,274,400株とし、下記3. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年1月31日から2035年1月5日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権者は、違法もしくは不正な職務執行を行った場合、当社または当社関係会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合、またはこれらに準ずる行為があると認められる場合には、未行使の本新株予約権を行使できない。
- ⑥ 新株予約権者は、本3.(6)に定めるその他の条件を充足することを条件として、以下の区分に従って、付された権利の一部または全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な新株予約権の個数が1の整数倍でない場合には、1未満の端数を四捨五入して得られた数とする。
 - (ア) 付与決議をした日後2年を経過した日から1年間は、付与された新株予約権の個数の3分の1について権利を行使することができる。
 - (イ) 前(ア)に定める期間の満了日から1年間は、付与された新株予約権の個数の3分の1について権利を行使することができる。
 - (ウ) 前(イ)に定める期間の満了日から1年間は、付与された新株予約権の個数の3分の1について権利を行使することができる。
 - (エ) 前(ウ)に定める期間の満了日後は、付与された新株予約権の全部について権利を行使することができる。
- ⑦ 新株予約権者は、当社が各事業年度において定めた当該各事業年度の営業利益目標（連結損益計算書を作成している場合には連結営業利益とする。以下、本⑦において同じ。）を達成しなかった場合には、その翌事業年度において本新株予約権を行使できない。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- ⑧ 新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、行使期間の最終日（行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。）の前営業日までの期間におけるいずれかの日において、時価総額（以下の算定式によって算出するものとする。）が2,000億円を超過した場合に限り、最初に超過した日の翌日以降、本3.(6)に定めるその他の条件を充足することを条件として、本新株予約権を行使することができる。

時価総額＝（当社の発行済普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

4. 新株予約権の割当日

2025年1月31日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.（3）に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.（4）に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.（6）に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

2025年1月20日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	2名	636個
当社執行役員	7名	1,260個
当社従業員	580名	8,698個
当社完全子会社の執行役員	5名	250個
当社完全子会社の従業員	79名	1,900個

（第9回新株予約権の発行）

当社は、2025年1月6日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、2025年1月31日に新株予約権を付与いたしました。

1. 新株予約権の数

130個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式13,000株とし、下記3. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年1月31日から2035年1月5日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退

任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権者は、違法もしくは不正な職務執行を行った場合、当社または当社関係会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合、またはこれらに準ずる行為があると認められる場合には、未行使の本新株予約権を行使できない。
- ⑥ 新株予約権者は、本3.(6)に定めるその他の条件を充足することを条件として、以下の区分に従って、付された権利の一部または全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な新株予約権の個数が1の整数倍でない場合には、1未満の端数を四捨五入して得られた数とする。
 - (ア) 付与決議をした日後2年を経過した日から1年間は、付与された新株予約権の個数の3分の1について権利を行使することができる。
 - (イ) 前(ア)に定める期間の満了日から1年間は、付与された新株予約権の個数の3分の1について権利を行使することができる。
 - (ウ) 前(イ)に定める期間の満了日から1年間は、付与された新株予約権の個数の3分の1について権利を行使することができる。
 - (エ) 前(ウ)に定める期間の満了日後は、付与された新株予約権の全部について権利を行使することができる。
- ⑦ 新株予約権者は、当社が各事業年度において定めた当該各事業年度の営業利益目標（連結損益計算書を作成している場合には連結営業利益とする。以下、本⑦において同じ。）を達成しなかった場合には、その翌事業年度において本新株予約権を行使できない。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- ⑧ 新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、行使期間の最終日（行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。）の前営業日までの期間におけるいずれかの日において、時価総額（以下の算定式によって算出するものとする。）が2,000億円を超過した場合に限り、最初に超過した日の翌日以降、本3.(6)に定めるその他の条件を充足することを条件として、本新株予約権を行使することができる。

時価総額＝（当社の発行済普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

4. 新株予約権の割当日

2025年1月31日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

2025年1月20日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社子会社の取締役	1名	30個
当社子会社の従業員	4名	100個

(報告セグメントの変更)

当社は、2025年12月期より、報告セグメントを変更することについて2025年2月12日開催の当社取締役会において決議いたしました。

(1) セグメントの変更の理由

当社は、2025年1月1日より、GMOインターネットグループ株式会社のインターネットインフラ事業およびインターネット広告・メディア事業を吸収分割により承継し、併せて商号をGMOインターネット株式会社へと変更致しました。これに伴い、当社の主要な事業内容も大きく変更となり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う事業区分も本再編を受けて大きく見直すこととしたものであります。

(2) セグメント変更の概要

従来の「インターネット広告事業」と「インターネットメディア事業」を、「インターネット広告・メディア事業」に統合すると共に、新たに「インターネットインフラ事業」を追加することといたしました。

(3) セグメント変更の影響

変更後のセグメント区分によった場合の当連結会計年度の報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、その他の項目の金額に関する情報は現在算定中であります。

(重要な経営統合に関する株式取得)

当社は2025年3月21日開催の取締役会において、当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社（以下、「GMO-IG（株）」といいます。）から、GMO-IG（株）が保有する海外インターネットインフラ事業を営む子会社8社（①GMO-Z.com Lao., Ltd.、②GMO-Z.com ACE Co., Ltd.、③GMO-Z.com RUNSYSTEM Joint Stock Company、④GMO-Z.com Mongolia LLC、⑤GMO-Z.com Philippines, Inc.、⑥GMO-Z.com NetDesign Holdings Co., Ltd.、⑦GMO-Z.com Holdings (Thailand) Co., Ltd.及び⑧GMO-Z.com Cryptonomics (Thailand) Co., Ltd.の計8社）の株式（以下、「本株式」といいます。）を取得すること並びにGMO-IG（株）がZ.COM Lao、Z.com Mongolia、Z.com Holdings (Thailand)及びZ.com Cryptonomicsに対して有する債権を譲り受けること（以下、「本取引」といいます。）を決議し、2025年3月21日付で、GMO-IG（株）との間で株式等譲渡契約を締結いたしました。

本取引に伴い、上記8社に加え、Z.com RUNSYSTEMの直接の完全子会社である⑨GMOランシステム株式会社並びにZ.com NDHDの直接の完全子会社である⑩NetDesign Host Co., Ltd.及び⑪NetDesign Paragon Co., Ltd.をあわせた計11社が当社の子会社となる予定です。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称

- ① GMO-Z.com Lao., Ltd.
- ② GMO-Z.com ACE Co., Ltd.
- ③ GMO-Z.com RUNSYSTEM Joint Stock Company
- ④ GMO-Z.com Mongolia LLC
- ⑤ GMO-Z.com Philippines, Inc.
- ⑥ GMO-Z.com NetDesign Holdings Co., Ltd.
- ⑦ GMO-Z.com Holdings (Thailand) Co., Ltd.
- ⑧ GMO-Z.com Cryptonomics (Thailand) Co., Ltd.

事業の内容 インターネットインフラ事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、当社及びGMO-IG（株）の持続的成長、企業価値の最大化を目指し、当社の属するGMOインターネットグループが目指す「100年単位で成長する企業グループ」の実現のため、2025年1月1日付で、当社の親会社であるGMO-IG（株）との間の吸収分割により、GMO-IG（株）のインターネットインフラ事業（ドメイン事業、クラウド・レンタルサーバー（ホスティング）事業、インターネット接続事業）及びインターネット広告・メディア事業（以下、総称して「対象事業」といいます。）を承継いたしました（以下、「本吸収分割」といいます。）。これにより、当社は、対象事業の有するドメイン、クラウド・レンタルサーバー、インターネット接続回線の提供などインターネットインフラ事業のNo.1商材群及びその運営ノウハウと、当社の有するインターネット広告・メディア事業の実績及びクリエイティブ、アドテクノロジー領域でのノウハウをかけあわせ、双方の強みを最大限に活かした事業展開を推進しております（本吸収分割の詳細は、2024年6月25日付プレスリリース「GMOインターネットグループのインターネットインフラ事業の再編に係るGMOインターネットグループ株式会社との吸収分割契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。）。

GMOインターネットグループでは、今後の更なるグローバル展開を見据え、海外において展開するサービスを「Z.com」ブランドへと統合しておりますが、本海外子会社11社は、この海外「Z.com」事業の中心的企業であり、主にGMOインターネットグループのインターネットインフラ事業に属しております。

当社が、本海外子会社11社を当社の子会社とすることにより、グローバルな顧客基盤を獲得することが可能となり、さらに、当社が営むインターネットインフラ事業に取り込むことによって、日本国内に限定されない更なる業績拡大につながると考え、本取引を実施することといたしました。

(3) 企業結合日

2025年3月31日（予定）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得する議決権比率

①	GMO-Z.com Lao., Ltd.	51.0%
②	GMO-Z.com ACE Co., Ltd.	49.0%
③	GMO-Z.com RUNSYSTEM Joint Stock Company	65.0%
④	GMO-Z.com Mongolia LLC	70.0%
⑤	GMO-Z.com Philippines, Inc.	99.9%
⑥	GMO-Z.com NetDesign Holdings Co., Ltd.	49.0%
⑦	GMO-Z.com Holdings (Thailand) Co., Ltd.	49.8%
⑧	GMO-Z.com Cryptonomics (Thailand) Co., Ltd.	49.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するためであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として行う予定です

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,030,000千円
取得原価		2,030,000千円

4. その他取引の概要に関する事項

当社は、上記の株式取得と一連の取引として、GMO-IG(株)がGMO-Z.com Lao., Ltd.、GMO-Z.com Mongolia LLC、GMO-Z.com Holdings (Thailand) Co., Ltd.及びGMO-Z.com Cryptonomics (Thailand) Co., Ltd.に対して有する貸付債権を合計1,678,953千円※で同時に取得いたします。

※2025年3月14日のレートで換算し、日本円で表記しております。上記の金額は取引日の前営業日におけるレートを用いて取引を実施する予定です。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	第1四半期 連結累計期間	中間連結会計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上高(千円)	3,454,287	6,537,546	9,621,309	12,997,730
税金等調整前当期(四半期)純利益又は 税金等調整前中間(四半期)純損失 (△)(千円)	73,728	△99,516	△16,646	113,272
親会社株主に帰属する四半期純利益 又は親会社株主に帰属する中間(四半 期)(当期)純損失(△)(千円)	61,984	△85,648	△48,265	△4,845
1株当たり四半期純利益金額 又は 1株当たり中間(四半期)(当期)純損 失金額(△)(円)	3.84	△5.31	△2.99	△0.30

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△)(円)	3.84	△9.15	2.31	2.69

(注) 第3四半期連結累計期間に係る財務情報に対するレビュー : 無

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	647,592	574,252
売掛金	※1 47,872	※1 47,945
貯蔵品	374	182
前払費用	56,920	67,349
関係会社短期貸付金	※1 303,674	※1 11,598
その他	※1 175,045	※1 143,120
貸倒引当金	△2,951	△2,951
流動資産合計	1,228,527	841,497
固定資産		
有形固定資産		
建物	208,131	195,521
工具、器具及び備品	30,169	23,939
有形固定資産合計	238,301	219,461
無形固定資産		
ソフトウェア	49,427	32,079
その他	361	361
無形固定資産合計	49,788	32,440
投資その他の資産		
投資有価証券	547,718	626,316
関係会社株式	2,394,156	2,394,156
敷金	※1 208,171	※1 208,171
保険積立金	91,307	91,307
その他	※1 31,029	※1 29,037
貸倒引当金	△16,048	△12,739
投資その他の資産合計	3,256,334	3,336,249
固定資産合計	3,544,424	3,588,151
資産合計	4,772,951	4,429,649

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	※1 91,012	※1 73,856
未払法人税等	9,804	5,854
預り金	※1 39,438	※1 40,440
賞与引当金	9,125	8,466
その他	52,312	38,157
流動負債合計	201,694	166,775
固定負債		
長期預り敷金	※1 178,836	※1 178,836
資産除去債務	131,480	131,772
繰延税金負債	46,224	8,850
固定負債合計	356,542	319,460
負債合計	558,236	486,235
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,301,568	1,301,568
資本剰余金		
資本準備金	2,056,344	2,056,344
その他資本剰余金	28,976	29,729
資本剰余金合計	2,085,321	2,086,073
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	976,323	683,249
利益剰余金合計	976,323	683,249
自己株式	△252,278	△251,008
株主資本合計	4,110,935	3,819,883
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	71,916	97,421
評価・換算差額等合計	71,916	97,421
新株予約権	31,863	26,109
純資産合計	4,214,715	3,943,413
負債純資産合計	4,772,951	4,429,649

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	※2 370,272	※2 138,983
関係会社事業受託収入	※2 415,063	※2 403,476
施設等利用料収入	※2 129,750	※2 137,725
営業収益合計	915,086	680,185
営業費用	※1、2 808,764	※1、2 1,080,136
営業利益又は営業損失(△)	106,321	△399,950
営業外収益		
受取利息	※2 625	※2 8,471
受取配当金	5,685	341
為替差益	54,172	—
投資事業組合運用益	109,049	—
その他	8,655	10,614
営業外収益合計	178,189	19,427
営業外費用		
投資事業組合運用損	—	24,373
貸倒引当金繰入額	1,290	—
その他	35	897
営業外費用合計	1,326	25,270
経常利益又は経常損失(△)	283,184	△405,793
特別利益		
新株予約権戻入益	1,452	5,293
特別利益合計	1,452	5,293
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	284,636	△400,500
法人税、住民税及び事業税	△17,939	△79,754
法人税等調整額	△1,432	△48,630
法人税等合計	△19,372	△128,384
当期純利益又は当期純損失(△)	304,008	△272,116

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,301,568	2,056,344	28,285	2,084,630	872,940	872,940	△280,566	3,978,573	
当期変動額									
剰余金の配当					△200,625	△200,625		△200,625	
当期純利益					304,008	304,008		304,008	
自己株式の処分			690	690			28,288	28,978	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	690	690	103,383	103,383	28,288	132,362	
当期末残高	1,301,568	2,056,344	28,976	2,085,321	976,323	976,323	△252,278	4,110,935	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	131,142	131,142	33,954	4,143,669
当期変動額				
剰余金の配当				△200,625
当期純利益				304,008
自己株式の処分				28,978
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△59,225	△59,225	△2,090	△61,316
当期変動額合計	△59,225	△59,225	△2,090	71,045
当期末残高	71,916	71,916	31,863	4,214,715

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,301,568	2,056,344	28,976	2,085,321	976,323	976,323	△252,278	4,110,935
当期変動額								
剰余金の配当					△20,958	△20,958		△20,958
当期純損失(△)					△272,116	△272,116		△272,116
自己株式の処分			752	752			1,269	2,022
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	752	752	△293,074	△293,074	1,269	△291,051
当期末残高	1,301,568	2,056,344	29,729	2,086,073	683,249	683,249	△251,008	3,819,883

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	71,916	71,916	31,863	4,214,715
当期変動額				
剰余金の配当				△20,958
当期純損失(△)				△272,116
自己株式の処分				2,022
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	25,504	25,504	△5,754	19,750
当期変動額合計	25,504	25,504	△5,754	△271,301
当期末残高	97,421	97,421	26,109	3,943,413

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法を採用しております(収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15～22年、工具、器具及び備品：5～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年以内）による定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の主な収益についての、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、履行義務の対価は、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(i) 関係会社受取配当金

関係会社受取配当金は、配当の効力発生日をもって収益を認識しております。

(ii) 関係会社事業受託収入

関係会社事業受託収入は、当社が関係会社との間で締結する契約に基づき、管理部門機能の役務を提供する事が履行義務であり、履行義務の充足に伴い一定期間にわたって収益として認識しております。

- 5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 グループ通算制度の適用
 当社は、グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度に財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産（純額）	—	—
繰延税金負債との相殺前の金額	17,838	65,352

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」は、連結財務諸表「注記事項」（重要な会計上の見積り）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度に財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	2,394,156	2,394,156

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、その後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項の有無を把握した上で発行会社の1株当たり純資産額を基礎として算定しております。

関係会社株式の評価は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な実態により関係会社の経営環境が変化した場合、翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
短期金銭債権	442,906千円	171,631千円
長期金銭債権	222,868	222,868
短期金銭債務	94,600	61,532
長期金銭債務	178,836	178,836

2 偶発債務

次の会社について、債務保証を行っております。

前事業年度(2023年12月31日)

保証先	金額	内容
GMO NIKKO(株)	567,372千円	仕入代金に対する保証債務
計	567,372千円	

当事業年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

(注) 前事業年度までGMO NIKKO(株)の仕入代金に対する債務保証を行なっておりましたが、当事業年度において保証契約より契約更新が不要となったことにより、解消しております。

3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額の総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	2,000,000千円	2,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
役員報酬	91,109千円	90,055千円
給料	306,096	284,015
貸倒引当金繰入額	△450	△450
賞与引当金繰入額	9,125	8,466
業務委託費	33,523	275,597
減価償却費	38,214	37,422

(表示方法の変更)

当事業年度において、販売費及び一般管理費のうち「業務委託費」は金額的重要性が増したため、主要な費目として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度におきましても主要な費目として表示しております。

前事業年度において主要な費目として表示しておりました「役員賞与引当金繰入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては記載を省略しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度におきましても主要な費目を省略しております。

※2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	912,191千円	673,517千円
営業費用	286,335	363,869
営業取引以外の取引による取引高	617	8,390

(有価証券関係)

前事業年度 (2023年12月31日)

関係会社株式は、市場価格のない株式等のため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度
関係会社株式	2,394,156千円
計	2,394,156千円

当事業年度 (2024年12月31日)

関係会社株式は、市場価格のない株式等のため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度
関係会社株式	2,394,156千円
計	2,394,156千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	176,468千円	159,604千円
貸倒引当金繰入超過額	5,817	4,804
資産除去債務	40,259	40,348
投資有価証券評価損	77,561	81,626
関係会社株式評価損	6,346	6,346
減価償却超過額	6,082	4,719
未払事業税	2,301	1,016
賞与引当金	2,794	2,592
未払費用	3,977	1,562
企業再編に関する費用	—	72,243
その他	2,242	1,927
繰延税金資産小計	323,851千円	376,793千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△172,676	△159,604
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△133,336	△151,836
評価性引当額小計	△306,013	△311,440
繰延税金資産合計	17,838千円	65,352千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△31,740	△43,685
資産除去債務に対応する除去費用	△32,321	△30,517
繰延税金負債合計	△64,062千円	△74,202千円
繰延税金資産(負債)の純額	△46,224千円	△8,850千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.6%	—%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	—
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△40.0	—
住民税均等割	0.8	—
評価性引当額の増減額	1.0	—
新株予約権戻入益	△0.2	—
過年度法人税	△0.1	—
その他	0.0	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△6.8%	—%

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針） 4. 収益及び費用の計上基準」の記載と同一であるため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	208,131	—	—	12,610	195,521	63,424
	工具、器具及び備品	30,169	—	—	6,229	23,939	87,152
	計	238,301	—	—	18,839	219,461	150,577
無形固定資産	ソフトウェア	49,427	—	—	17,348	32,079	—
	その他	361	—	—	—	361	—
	計	49,788	—	—	17,348	32,440	—

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(短期)	2,951	450	450	2,951
貸倒引当金(長期)	16,048	7,651	10,960	12,739
賞与引当金	9,125	8,466	9,125	8,466

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、6月30日、9月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.gmo-ap.jp/
株主に対する特典	毎年6、12月末日の株主名簿に記載または記録された当社株式を1単元(100株)以上を6ヵ月以上継続保有している株主様に対し、次の株主優待を提供 ① 買付手数料キャッシュバック GMOクリック証券株式会社におけるGMOアドパートナーズ株式会社の株式について、10,000円を上限に対象期間中に生じた買付手数料をキャッシュバック ② 売買手数料キャッシュバック GMOクリック証券株式会社における売買手数料について、以下の金額を上限に対象期間中に生じた手数料相当額をキャッシュバック <ul style="list-style-type: none"> ・保有株式数100株～499株 1,000円 ・保有株式数500株以上 3,000円

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、GM0アドホールディングス株式会社であります。

2 【その他の参考情報】

(1) 当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

①有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第25期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 2024年3月22日 関東財務局長に提出

②内部統制報告書及びその添付書類

2024年3月22日 関東財務局長に提出

③四半期報告書、四半期報告書の確認書

第26期第1四半期 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日) 2024年5月14日 関東財務局長に提出

④半期報告書、半期報告書の確認書

第26期中 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) 2024年8月9日 関東財務局長に提出

⑤臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2 (株主総会における議決権行使の結果) に基づく臨時報告書
2024年3月22日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号 (吸収分割の決定) に基づく臨時報告書
2024年6月25日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2 (株主総会における議決権行使の結果) に基づく臨時報告書
2024年9月12日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3 (吸収合併の決定) に基づく臨時報告書
2024年11月19日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号 (代表取締役の異動) に基づく臨時報告書
2025年1月6日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2 (ストックオプションとしての新株予約権の発行) に基づく臨時報告書
2025年1月6日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号 (親会社の異動) 及び同第19条第2項第4号 (主要株主の異動) に基づく臨時報告書
2025年1月6日 関東財務局長に提出

(2) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
 連結子会社のうち、主要な連結子会社以外のものに係る管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率および労働者の男女の賃金の差異は、以下のとおりです。

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1、3	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2、3	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1、3		
			全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
GMOユナイテッドエックス(株)	33.3	—	64.4	67.0	0.0

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3 提出会社及び主要な連結子会社については、「第1 企業の概況 5 従業員の状況 (4)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年3月21日

GMOインターネット株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 一 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 山 智 昭

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているGMOインターネット株式会社（旧社名 GMOアドパートナーズ株式会社）の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOインターネット株式会社（旧社名 GMOアドパートナーズ株式会社）及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象（重要な経営統合に関する吸収分割の実施）に記載されているとおり、インターネットインフラ事業及びインターネット広告・メディア事業をGMOインターネットグループ株式会社から会社に承継させる旨の吸収分割契約を締結し、2025年1月1日付で本吸収分割を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

GMO NIKKO株式会社の売上高に係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>GMOインターネット株式会社（旧社名 GMOアドパートナーズ株式会社）及び連結子会社の当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている連結売上高は12,997,730千円である。このうち、【注記事項】（セグメント情報等）に記載のとおり、インターネット広告事業の売上高は11,567,393千円であり、当該セグメントに属する主要な連結子会社はGMO NIKKO株式会社（以下、NK社）である。</p> <p>NK社は、広告主からの依頼に基づき、媒体社が提供する広告媒体の提供を受け、デジタルマーケティング企画の提案及びWebサイトの販売・集客支援サービスを提供し、対価を獲得する取引を行っている。</p> <p>NK社は、これらの取引に係る会計処理を行う際に、受注、マスター登録、掲載確認、売上計上という一連の売上計上プロセスにおいてITシステムを利用している。システム間のデータ連携の正確性はITによって自動化された内部統制に依存しており、当該統制は連結財務諸表上の広範な財務数値に関連している。</p> <p>当監査法人は、NK社の売上高が当連結会計年度において連結売上高に占める金額的重要性が高いこと、及び同社の売上計上プロセスがITシステムへの依存度が高いことから、収益認識の誤りが生じた場合に連結財務諸表に与える影響の大きさに鑑み、NK社の売上高に係る収益認識の適切性が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、NK社の売上高に係る収益認識の適切性を検討するにあたり、当監査法人内のIT専門家を関与させ、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注から売上計上に至る売上計上プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・販売管理システム及び会計システムの変更管理、アクセス権管理及び運用管理といったIT全般統制の有効性を評価するため、システム管理者に質問するとともに、関連文書を閲覧した。 ・受注から売上計上に至るまでのITによって自動化された内部統制を理解するために、システム管理者に質問するとともに、システム関連図や仕様書等を閲覧した。 ・会計システムに入力される仕訳の源泉となる各種帳票の生成に係る自動化された内部統制の有効性を評価するため、監査人自らが販売管理システムのデータベースから出力したサンプルデータを用いて帳票の作成を再実施し、会社が作成した帳票と照合した。 ・主要な得意先毎に売上高の趨勢分析、及び利益率分析を実施した。 ・会計システム上の売上高と販売管理システム上の売上データとの整合性を検証した。 ・売上高の実在性、正確性及び期間帰属の適切性を検討するため、販売管理システム上の年間売上データに対して、統計的サンプリングを実施し、契約書、売上請求書及び入金証憑等と突合するとともに、該当する取引については、媒体社等からの仕入請求書と突合した。 ・売掛金の残高確認を実施し、売掛金残高と顧客からの回答情報との整合性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、GMOインターネット株式会社（旧社名 GMOアドパートナーズ株式会社）の2024年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、GMOインターネット株式会社（旧社名 GMOアドパートナーズ株式会社）が2024年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月21日

GMOインターネット株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 一 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 山 智 昭

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているGMOインターネット株式会社（旧社名 GMOアドパートナーズ株式会社）の2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOインターネット株式会社（旧社名 GMOアドパートナーズ株式会社）の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象（重要な経営統合に関する吸収分割の実施）に記載されているとおり、インターネットインフラ事業及びインターネット広告・メディア事業をGMOインターネットグループ株式会社から会社に承継させる旨の吸収分割契約を締結し、2025年1月1日付で本吸収分割を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当事業年度末の貸借対照表に計上されている関係会社株式2,394,156千円は、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式から構成されており、総資産4,429,649千円の54%を占めている。関係会社株式の評価基準及び評価方法は、【注記事項】（重要な会計方針）の「1. 重要な資産の評価基準及び評価方法（1）有価証券の評価基準及び評価方法」、及び（重要な会計上の見積り）の「2. 関係会社株式の評価」に記載されている。</p> <p>関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とするが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、当期の損失として処理することとされている。会社は持株会社であり、関係会社株式の金額的重要性が高く、実質価額が著しく低下したときは実質価額の回復可能性について経営者の判断を伴う。また、関係会社株式について減額処理が行われると、財務諸表に大きな影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上により、当監査法人は、関係会社株式の評価が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であるため、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社の実質価額の算定にあたり使用された財務数値（純資産）が、各社の財務諸表作成プロセスを経て作成されていることを確認するため、主要な連結子会社の財務諸表作成プロセスに関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・関係会社株式の取得価額と当該株式の発行会社の1株当たり純資産を基礎として算定した実質価額を比較する評価資料が、会社により適切に作成されていることを確認するため、会社の連結財務諸表作成プロセスに関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・関係会社の純資産に基づく実質価額と帳簿価額を比較し、実質価額の著しい低下の有無を検討した。 ・主要な連結子会社の財務諸表について、重要な勘定残高に対して監査手続を実施し、当該財務数値の修正の必要性の有無を確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。